

第四章 近代の当地域

第一節 正木村・下土居村・鷺山村の三村時代

一、近代から現代の当地域人口

最初に近代から現代にかけて当地域の人口を概観することとする。史料の関係で、明治一四年の町村略誌から始める。その後若干戸数・人口共に増加し、明治一四年町村略誌の人口一三九一人に対して、三二二年後の大正二年当時の人口は一五八四人に達し、約二〇〇人余りの増加を示しておる。

戸口推移の概観 地域の戸口の推移は、その村の動態、村勢の盛衰発展を知る上に重要である。

江戸幕府が大政奉還し、明治政府に移った折、明治五年県は「村差出明細帳」を各戸長から提出させているが、このとき戸籍を作らせている。この戸籍を壬申戸籍といい、現在の戸籍の基本とされている。

明治政府の安定とともに、戸口の変動も比較的少なかつたが、日清・日露の両戦役を始め、第一次世界大戦を終つた

大正九年の国勢調査の人

口は、全国では七、八万八、三七九人であつた。鷺山村では四〇年間で僅かに増加しておるが、戸口の資料が正確に把握され、二重戸籍、無戸籍が整備された歳月でもあつた。

昭和一五年の国勢調査は、岐阜市全体の収計表を欠き、また昭和二〇年は終戦の年で中止。昭和二二年臨時国勢調査を実施したが、岐阜市全体の収計表等の把握が困難で

明治一四年当時の戸数・人口状況

職業別	人口			戸數	区分 区別
	計	女	男		
雜業 僧商工農業					下土居村
女男 男男女男					
五五一一四二	五八人	二〇四人	一〇七人	九七人	四三戸
雜業 商工農業					正木村
女男女男女男女男					
三三六六一二	二八三人	六〇六人	二九八人	三〇八人	一二四戸
兵隊	不明	五八一人	二九三人	二八八人	一一六戸
二人					
	男一人	下土居村 寄留入 鷺山村 寄留一〇人	下土居村 主三人 鷺山村五人	下土居村、 主四〇人出 寄留五人	寄留 鷺山村一戸

あつた。大正九年以降、昭和〇年まで約七年間眺めて見てても、世帯数・人口において僅かなりとも増加しておる。

(明治一四年一二月方県郡村略誌)

大正後期から昭和初期といえば第一次世界大戦後で農村恐怖の嵐が吹きあれ、農村の子弟は男は商店の小僧、徒弟、女は紡績、製糸工場の女工として流出した。また、度重なる災害が農村に厳しく、過酷な自然条件の克服に堪えかねた人々は、遠くは満州、ブラジル、北海道へ、新天地を求めて開拓移住した時代であつた。

国勢調査等による鷲山の世帯数・人口等

区分 年次	世帯数	人口	男	女	備考
大正9年	200	1,465	745	720	国調
大正14年	264	1,461	732	729	"
昭和3年	262	1,580			岐阜日日新聞社 岐阜県の大勢資料
5	261	1,472	738	734	国調
10	261	1,638			昭和10年6月15日 岐阜市合併当時
25	1,077	4,742			国調
30	1,523	6,991			"
35	2,159	9,830			"
40	2,731	11,302			"
45	3,078	12,053			"
50	3,422	12,271			"
55	3,725	12,288	5,869	6,419	"
60	3,831	12,210	5,852	6,358	"
62	4,091	12,677	6,141	6,536	62.12.31現在 日光事務所調査

また、昭和初期から満州事変、上海事変、日華事変、第二次世界大戦と、全国の青壯年は戦場や軍需工場へ動員され、農村に残されたのは婦女子、病人位であった。出生数は激減し、戦場での戦死者、栄養失調による老齢者の死亡率の上昇等も目立つた。

昭和二〇年終戦と共に在外軍人の復員、在外一般人の引揚、戦災による疎開者の流入・転出が多く、対策として市、県は河川敷地を住宅街として解放した。昭和二三年頃から急激に鷺山校下では転住者が増え、昭和二五年から昭和四〇年の一五年間で約二、五倍の世帯数の増加を示しておる。

日本の平均寿命は戦後急速に伸び全
国でトップは男女とも沖縄である。昭

鷺山校下各町内世帯人口状況

昭和55年国勢調査資料

町(字)名	世帯数	総数	男	女	町(字)名	世帯数	総数	男	女
鷺山校下	3,725	12,288	5,869	6,419	鷺山緑ヶ丘	163	542	258	289
鷺山蟬	181	606	286	320	〃若草町	110	349	163	186
〃向井	206	586	302	284	〃月見町	94	301	138	163
〃本通1丁目	130	445	236	209	〃千草町	116	383	180	203
〃2〃	51	181	90	91	〃白鷺町	58	216	104	112
〃3〃	70	192	89	103	〃古川町1丁目	22	86	41	45
鷺山清州町1〃	102	336	161	175	〃〃2〃	28	91	43	48
〃2〃	43	158	68	85	〃〃3〃	20	60	31	29
〃3〃	37	107	51	56	〃西古川町	33	103	46	57
〃4〃	38	117	52	65	〃玉川町	46	149	72	77
〃5〃	22	66	30	36	〃若水町	100	359	165	194
〃6〃	31	116	52	64	正木	395	1,513	763	750
〃7〃	30	98	48	50	正木南正木	122	484	233	251
鷺山2丁目	133	453	214	239	正木1丁目	111	337	161	176
〃3〃	49	169	70	99	〃2〃	119	384	189	195
〃4〃	133	382	189	193	川島町	99	214	91	123
〃北野町	43	154	70	84	正木栄町	87	296	136	160
〃一番町	47	168	76	92	〃千草町	51	169	86	83
〃草平町	137	404	179	225	下土居	314	1,013	472	541
〃緑ヶ丘新町	134	438	207	231	鷺山古川町4丁目	20	68	32	36

区分	人 数
総 数	6,013
農 業	237
林 獵 猟 業	1
漁 水 產 業	—
鉱 業	5
建 設 業	492
製 造 業	1,548
卸 売 業	1,488
金 保 險 融 業	321
不 動 产 業	40
運 通 信 輪 業	258
電 気、ガス、水道、熱供給業	45
サ ー ビ ス 業	1,363
公 务	215
分 類 不 能 産 業	—

(昭和五年国勢調査資料)

鷺山校下職業別の就業状況については、製造業、卸売業、小売業の順で左のようである。

(住民基本台帳、昭和六一年九月三〇日現在)

年齢別	人口
歳	11,672
0—4	615
5—9	757
10—14	891
15—19	1,006
20—24	833
25—29	724
30—34	734
35—39	984
40—44	786
45—49	892
50—54	910
55—59	755
60—64	573
65—69	449
70以上	763
20歳以上	8,403

和六〇年平均寿命は全国平均男性が七四、九五歳、女性は八〇、七五歳である。
鷺山校下年齢別人口統計は次のようである。

鷺山校下の世帯人員は一世帯当たり二人—四人程度が多い。

普 通 世 帶	準 世 帶	世 帶 總 數		總 數
		世 帶 數	世 帶 人 員	
三、七五	三、五七	三、五五	一〇〇	1人
四三	六四	七七	一〇〇	2
四四	一一〇	七七	一〇〇	3
一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	4
一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	5
一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	6
九九	一六	一一一	一一一	7人以上
一一一	三七	一一一	一一一	世 帶 數
				世 帶 人 員

鷺山校下の面積、世帯数、人口、人口密度は左のようである。

区分	面 積		人	口
	面 積	世 帶 數		
面 口 等 積	平 方 公 頃	三、 八 元 頃	總 數	男
三、 八 元 頃	三、 八 元 頃	三、 八 元 頃	三、 三〇	三、 三〇
三、 八 元 頃	三、 八 元 頃	三、 八 元 頃	五、 五五	五、 五五
三、 八 元 頃	三、 八 元 頃	三、 八 元 頃	六、 三九	六、 三九
三、 八 元 頃	三、 八 元 頃	三、 八 元 頃	三、 八二八	三、 八二八
			一二、 二八八	一二、 二八八
人口 密度			昭和五 五年人口	

* 人口密度は一平方公頃当り
(昭和五
五年國勢調査資料)

鷺山校下は岐阜市中心部に近距離であり、かつ、交通環境等に恵まれており、人口、世帯数についても左の増加率を示しておる。

	人 口					人 口 增 加 率 (%)
	三五年	四〇年	四五 年	五〇年	五五年	
鷲 山	九、六〇〇(人)	一一、三〇〇	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一、九

(昭和五年国勢調査資料)

面積 (平方里)	世 帯 数 (世帯)					世 帯 数 增 加 率 (%)	一世帯あたり人員 (人／世帯)
	三五年	四〇年	四五 年	五〇年	五五年		
三、九	三、〇三	三、二三	三、五	三、七	三、九	三、〇	三、五

(昭和五年国勢調査資料)

鷲山校下は今後基盤整備等により環境を整理するにつれ、当然人口的にも増加し、岐阜市第二次総合計画によれば次のように見込みを立てておる。

面積 (平方里)	人 口 (人)					推計人口 (人)	人口增加率 (%)	人口密度(人/ha)	人 口 預 測 式 (x : 預測年 y : 推計人口)
	三五年	四〇年	四五 年	五〇年	五五年				
三、九	三、〇三	三、二三	三、五	三、七	三、九	三、〇三	三、〇	三、五	$y = 12095.82 + 501.77 \ln(x - 45) \quad r^2 = 0.32$

二、維新期の当地域

明治維新と笠松県の設置 慶応四（一八六八）年一月三日鳥羽・伏見で行われた幕府軍と薩長軍の戦いは、旺盛な戦意と新型火器の威力によつて薩長軍の勝利となつた。形勢の不利をみた徳川慶喜は、同月六日、ひそかに大阪城を脱して軍艦・開陽丸で海路江戸に逃れた。同月四日、仁和寺宮を征夷大将軍に任命し、その下に山陰・東海・東山・北陸諸道鎮撫総督を置いて官軍の進攻態勢が整えられた。

慶応四年正月二一日、京都を出発した東山道鎮撫総督は、沿道諸藩主に対し「速に本陣に罷出、情実具陳実効可相立候」と厳しく達した。いっぽう、東山道鎮撫総督軍の進軍前に、阿波国出身の竹沢寛三郎はいちはやく美濃・飛驒両国の幕府領を収公することを総督府に建議し、それが容れられて、正月十四日に美濃笠松で郡代役所（笠松陣屋）の接收に成功した。

その後、笠松陣屋には慶応四年四月一五日、収公された朝廷直轄領の管轄にあたる笠松裁判所が設置された。しかし、総督に任せられた大原重徳は赴任せらず、徵士・権判事の尾張藩士・林左門が実際の管理にあたつた。同年閏四月二十五日に、笠松裁判所は笠松県と改められ、知県事に長谷部甚平（連）が任せられた。（長谷部の赴任は病氣のため九月七日まで大巾に連れ、その間、林左門が任務を代行した。）

これに伴う当地域の支配状況は、下土居村・正木村・鷺山村の幕領（笠松郡代）（笠松郡代に長谷部の赴任は病氣のため九月七日まで大巾に連れ、その間、林左門が任務を代行した。）は、笠松県設置と同時に同県の管轄下に入つたが、正木・鷺山両村の名古屋藩領は、明治三（一八七〇）年五月になつて、はじめて笠松県に編入されている。

このようなめまぐるしい変動・改革期における当地域の村々の様相を「村明細帳」（県歴史資料館所蔵）を中心にしてみてみよう。

正木村の様相 明治二（一八六九）年六月、正木村の村役人から笠松県役所に提出した「差出明細帳」によれば、つ

ぎのようになつてゐた。

(抄出原史)

一高六百七拾五石六斗五升武合

内 高式百六拾武石四斗七升七合 前々無地高無反別
高拾壹石七升九合七夕 前々諸引

比 反別 壱町壹反四畝拾六步半

残高四百式石九升五合三勺

此反別 三拾六町七反五畝拾五步半

此訛

田高七拾四石七斗武升武合

此反別五町六反八畝拾四步半

内

四町壹反武畝歩 両毛作

烟高三百式拾七石三斗七升三合三勺

此反別三拾壹町七畝壹歩

一高百四拾四石六斗八升六合

内 高三石武斗三升八合

此反別四反七歩

残高百四拾壹石四斗六升八合

此反別拾七町六反八歩

一家数 百拾軒

一人數 四百拾七人 内 女

武百拾九人

馬拾壹疋

一
家
數

石盛
上十
武
下八
ツ

同村新田
前々諸引

石盛
上
中十
ヲ
下八
ツ
五

石盛
上
中十
ヲ
下八
ツ
五

船式船
但

壹艘は旦川通ニて操船にいたし往来渡しに仕り候

農業之間男は縄俵造草刈田畠□ひ仕、女は布木綿仕候
(以下、株場・用水堰・桶・悪水以・土橋・堤・
神社・寺院・堂・郷藏・高札等の記載省略)

一牛無御座候

一小笛柳代永上納御座候

一運上物無御座候

一当村之義は水損所ニ御座候居村三ヶ所ニ相分れ、長良古

川通村中を通り伊自良・鳥羽川武筋を北西ニ受、当村地

内ニテ落合申候、出水之筋は板谷川共四筋水堪合御

田地え通ひ候ニモ長良川平水ニは安渡り少々水増候

得は船ニテ通路仕、田遠く難儀之村方ニ御座候、以上

明治二巳年六月

右正木村
兼帶庄屋
古市場村庄屋

庄屋 与之右衛門印

助 三郎印

年寄 又兵衛印

百姓代 茂三郎印

笠松県
御役所

この明細帳の記載内容は、ほとんど、天保六（一八三五）年の「正木村差出明細帳」と変わっていない。ただ異っているのは、家数（天保二年一二〇軒）・人数（天保二年四三七人）・馬（天保二年一足）ぐらいで、最後の「村柄」の記述は全く同じ文言で綴られている。このことから形式内容とも、明治二年の「差出明細帳」が示す正木村の様相は江戸末期と大差ない。また、明治五年三月、正木村から笠松県役所に提出した「明細帳」（県歴史資料）は、正木村の旧尾張藩領分である。というのは、前述したように、明治三年五月に名古屋藩領が笠松県に編入され、それに伴って報告したものであろう。村高は六一石四五、田の面積・五反七畝一八歩、畠の面積・三町三反二畝九歩で、畠作の土地柄であることがわかる。家数・一二軒、人数一〇一人（男五二人、女四九人）、馬一頭（牡）とあり、寺院・高札・郷蔵・職人・医師・酒造稼の者はいないと報告している。

下土居村の様相 正木村と同様に、明治二年六月に笠松県役所に提出した「差出明細帳」から、村の様相をみてみる。（抄書原史）

一高五百拾八石六斗三升	内高式拾三石武斗六升七合	前々無地高引
此反別四拾壱町壱反五畝廿步		
内		
田畠壱町三反九畝拾五歩	内畠拾七町七反七畝拾三歩半	石盛十石
残反別三拾九町七反六畝五歩	一家数 三拾八軒	八ツ
内式拾壱町九反八畝壱歩半	一人數 男九拾武人	
内拾町分 両毛作	女九拾壱人	
	一馬 武正	
	一牛 無御座候	
	一小物成 鉄炮永百式拾五文御上納仕候	
	一運上物 無御座候	
	一農業之間男は縄表延 <small>後</small> 、女は布木綿着料 <small>ニ</small> 仕候	
	一渡世 <small>ニ</small> 相成候儀無御座候	
	石盛十五石三十五	
	前々無地高引 敷溝敷川欠引	

一川筋漁獵場無御座候
 一秣場 無御座候
 一山姥ヶ所 上土居村と立会
 一 山高八斗 無反別
 一当村用水鳥羽川通堰上ヶ引取申候
 一用水樋 式ヶ所 長五間 橫六尺
 但自普請所ニ御座候
 一同 奴ヶ所 長式間式尺 橫三尺
 但同断
 一用水板堰 式ヶ所 長式間式尺 橫高式尺五寸
 但自普請所ニ御座候
 一悪水垣 奴ヶ所 長八間 橫高五尺
 但同断 正木村と立会ニ御座候
 一鳥羽川通 奴筋ニ御座候
 一用水溝 九ヶ所
 一鳥羽川通堤長七百間
 内 式百間堤川除共御普請所ニ御座候
 高庵丈四尺より八尺迄
 馬踏
 根敷
 八間より三尺迄
 半
 笠松県
 御役所
 方県郡下土居村
 庄
 年寄 勘右衛門印
 浅右衛門印
 治右衛門印
 百姓代
 文治
 一二年
 明治二巳六月
 右之通相違無御座候、以上
 一当村山方寄ニ御座候
 一道法京都え三拾里、東京え百六里、笠松え三里
 一猪鹿威鉄炮 奴挺
 一御高札 奴ヶ所
 一郷藏 奴ヶ所
 一出水之節は田畑水下ニ相成水難之村方ニ御座候
 (神社・寺院の項目省略)

文化一二年の同村明細帳と比較してみると、記載内容は全く同じである。ただ、家数が六軒減っているにもかかわらず、人数は一五人の増となっている。これ以外にたいした変動はみられない。

また、鷺山村の明治初年の明細帳は見当らないので、同村の様相は不明であるが、正木・下土居両村の村況が、江戸後期の明細帳とほとんど差異がないことから、鷺山村の場合も江戸後期とあまり變っていないと想像できる。

つぎに正木・下土居・鷺山村三か村の状況についてまとめてみよう。

三か村の状況 三か村に共通していることは、「水難場」、すなわち、水害に悩まされた地域であることがいえる。とにかく正木村は、村中を長良古川が流れ、西には鳥羽・伊自良両川に接していることから、出水のたびごとに相当の被害がでたことは、村明細帳の記載通りであった。下土居村にしても、「出水之節は田畠水下ニ相成り」とあるように、出水のたびごとに田畠は冠水し、作物の収穫状況に大きく影響したことであろう。鷺山村の状態も全く同じで、天保九年の村明細帳に「当村御田畠、長良川出水之度毎、逆水ニて残らず水下ニ相成る」とあるように、下土居村と同様の被害状況であったと推定できる。

また、農業については、正木・鷺山両村は田の占める割合よりも畠の比率が高く、両村ともいわゆる畠作中心の土地柄であった。下土居村は田の占める比率は約六割弱で田の方が多い。畠作物も大麦・小麦・菜種、夏作には稗・粟・芋・大豆・木綿・大角豆・大根等と三か村とも同じものが栽培されている。

農閑期には、三か村とも、男は縄・俵・筵などを作り、女は日常生活に使用する布木綿を織っている。三か村とも大川に接しているにもかかわらず、漁業従事者がみられないことは、漁場にめぐまれなかつたのであろう。

以上、三か村とも周辺の諸村とたいしてかわった村柄ではなく、なんといっても、水害に悩む村であったことが特筆できよう。

必ず邑に不学の戸なく家に不学の人ならしめることを期す。」と基本精神を明らかにした。全国を八大学区に分け、一大学区を三二中学区、一中学区を一一〇小学区とし、一小学区に二・三の小学校を置くことにした。岐阜県は第二大学区に属し、明治六（一八七三）年には五中学区に区分された。当地域を含む方県郡は第三中学区に入り、一六五の小学区数を含んでいる。文部省は学制実施に当り、「厚ク力ヲ小学校ニ可用事」を第一に挙げ、学区取締は区長・戸長などと協議しつゝ地区住民の協力を得て明治六年から七年にかけて次々と小学校を設立していった。

明治七年の「第二大学区岐阜県学事統計表」（「岐阜県史稿」）より、当地域にかかる小学義校は、松茂義校と敵蒙義校の二校である。松茂義校は上土居村に七年七月三日設立され、教員数三、生活数・男七六・女二七、主者は神山善右衛門である。敵蒙義校は則武村に六年八月二十四日設立され、教員数二、生徒数・男七九、女一三、主者は高橋平内であった（「近代・一岐阜市史」）。明治九年の岐阜県公立学校表（「文部省四年報」）に、敵蒙学校は仏宇（寺堂）を校舎に借用し、教員数三・生徒数・男七七、女七とあり、松茂学校については校舎を新築し、教員数三、生徒数男七二・女二七とある。

明治一四（一八八一）年の学区および小学校数では、当地域は第二四学区に入り、

第二十四学区 打越村・城田寺村・椿洞村・鷺山村・上土居村・下土居村、同二校

とある（「近代・一岐阜市史」）。さらに同一五年の公立学校一覧では、松茂学校が土居学校と改称し、上土居村にあつて木造二階建の校舎である。訓導一、助手二、在籍生徒は男一二・女六三・歳費全額は二三〇円一七錢五厘、学校長は岩佐永隆であった。敵蒙学校も木造平屋建にかわり、助手三、在籍生徒は男一四四・女五九、一か年授業料・一七円、歳費金額・三三五円六五錢三厘、学校長は松平正勇であった。（「近代・一岐阜市史」）

三、明治一四年の実況

町村略誌の編集経緯 明治維新の諸改革（長公選、町村会、戸籍法施行、町村自治、戸地租改正等）が一段落した明治一四（一八八一）年頃の当地域の実況を、「方県郡町村略誌」（県歴史資料）をもとにみてみる。この「町村略誌は、明治一四年六月から一二月にかけて、岐阜県記録課が所長から上申された各町村別の調査書を郡ごとに編綴したものであり、いずれも統一された形式で野紙（けいし）に筆書きされている。この調査は正院史官（正院とは明治四年七月、太政官に設けられ、天皇が親臨し、万機を聽断し、參議がこれに参与して庶政をみた役所）が「皇国地誌」編集を各府県に命じた。太政官布告二八八号（明治二十四年九月二十四日布告）に基づき、岐阜県管下に実施したものであるが、調査の細目については正院から詳細な指示はなかつたようで、現存する長野・埼玉・神奈川・滋賀各県のものと対比しても、かなりの差が見受けられる。当県では合計五八項目にわたって調べており所有地券金額、人數調など県独自の項目もある。戸長の上申が明治一四年中であることから、明治一三年またはそれ以前の時点つまり松方紙幣整理による不況が開始される直前の状況を示すものと考えられる。

当地域の実況については、「方県郡町村略誌」の記載順、下土居・鷺山・正木村の順番に従い、原文のまま紹介し、各村のあとには、見やすくするため表示することにした。

下土居村の実況	
美濃国方県郡下土居村	沿革
疆域	元笠松郡代々官所支配地、明治元戌辰年八月笠松県管轄トナル、明治四辛未年十一月岐阜県ノ所轄ニ属ス
鷺山村、北ハ同郡打越村、東西凡二拾町南北凡	二拾五町

河	山	距	農	時	反	別	高	石	旧
渠	嶽	離	苗代	五月十五日前後	五月十五日前後	五月十五日前後	五月十五日前後	五百拾八石六斗三升	五百拾八石六斗三升
鳥羽川村内流域凡廿五町、川幅最潤キ所ニテ十 二間、上流上王居村、下流正木村、四間以下ノ 村ト立合	鳥羽川村・上土居村ニ連瓦シ本村ヨリ登り 二丁樹木有	廿三町樹木有○茂呂井山本村北方位ニアリ、方 県郡城田寺村・上土居村ニ連瓦シ本村ヨリ登り	廿日以前後、○小豆蒔五月三十日前後、収穫九月 日前後、○黍蒔六月廿日前後、収穫九月廿日前 後○稗蒔五月廿五日前後、収穫六月十日前後○ 藍蒔五月十五日前後、植付六月十五日前後、収 穫九月五日前後	○稲刈六月十五日前後○麥蒔十一月十日前後、麥刈六 月十五日前後○大豆蒔六月廿日前後、収穫十月 廿日前後、○小豆蒔六月三十日前後、収穫十月 廿日前後、○粟蒔五月三十日前後、収穫九月十 日前後、○黍蒔六月廿日前後、収穫九月廿日前 後○稗蒔五月廿五日前後、収穫六月十日前後○ 藍蒔五月十五日前後、植付六月十五日前後、収 穫九月五日前後	○稻刈六月十五日前後○麥蒔十一月十日前後、麥刈六 月十五日前後○大豆蒔六月廿日前後、収穫十月 廿日前後、○小豆蒔六月三十日前後、収穫十月 廿日前後、○粟蒔五月三十日前後、収穫九月十 日前後、○黍蒔六月廿日前後、収穫九月廿日前 後○稗蒔五月廿五日前後、収穫六月十日前後○ 藍蒔五月十五日前後、植付六月十五日前後、収 穫九月五日前後	○稻刈六月十五日前後○麥蒔十一月十日前後、麥刈六 月十五日前後○大豆蒔六月廿日前後、収穫十月 廿日前後、○小豆蒔六月三十日前後、収穫十月 廿日前後、○粟蒔五月三十日前後、収穫九月十 日前後、○黍蒔六月廿日前後、収穫九月廿日前 後○稗蒔五月廿五日前後、収穫六月十日前後○ 藍蒔五月十五日前後、植付六月十五日前後、収 穫九月五日前後	○稻刈六月十五日前後○麥蒔十一月十日前後、麥刈六 月十五日前後○大豆蒔六月廿日前後、収穫十月 廿日前後、○小豆蒔六月三十日前後、収穫十月 廿日前後、○粟蒔五月三十日前後、収穫九月十 日前後、○黍蒔六月廿日前後、収穫九月廿日前 後○稗蒔五月廿五日前後、収穫六月十日前後○ 藍蒔五月十五日前後、植付六月十五日前後、収 穫九月五日前後	○稻刈六月十五日前後○麥蒔十一月十日前後、麥刈六 月十五日前後○大豆蒔六月廿日前後、収穫十月 廿日前後、○小豆蒔六月三十日前後、収穫十月 廿日前後、○粟蒔五月三十日前後、収穫九月十 日前後、○黍蒔六月廿日前後、収穫九月廿日前 後○稗蒔五月廿五日前後、収穫六月十日前後○ 藍蒔五月十五日前後、植付六月十五日前後、収 穫九月五日前後	○稻刈六月十五日前後○麥蒔十一月十日前後、麥刈六 月十五日前後○大豆蒔六月廿日前後、収穫十月 廿日前後、○小豆蒔六月三十日前後、収穫十月 廿日前後、○粟蒔五月三十日前後、収穫九月十 日前後、○黍蒔六月廿日前後、収穫九月廿日前 後○稗蒔五月廿五日前後、収穫六月十日前後○ 藍蒔五月十五日前後、植付六月十五日前後、収 穫九月五日前後

井	杅	堤	津	橋	道	鑛	瀑	曠	湖
堰	樋	塘	渡	梁	路	布	沼	野	泉
鳥羽川添堤村内長千二百九拾八間四尺二寸 鳥羽川ノ杅樋鳥羽川筋字堤下ニ設置ス、長七 間・内法高三尺五寸・横三尺五寸、○井口杅樋 字同所ニ設置ス、長五間・内法高三尺・横三尺 五寸	鳥羽川ノ井堰、鳥羽川筋字堤下地ニ設置ス、長廿 間、毎年六月廿日ヨリ九月一日迄堰留、○鶴山 ノ井堰鳥羽川筋字村東地ニ設置ス、長拾三間、 毎年六月廿日ヨリ九月一日迄堰留、此分上王居	○仙道街道村内里程拾七丁、道巾七尺、○里道岐 阜ヨリ伊自良ニ達ス道路、村内里程拾五丁、道 巾七尺	○乙井橋井川字城ノ前ヨリ堤下ヘ架石橋長七尺・ 巾六尺	○	○	○	○	○	○
古川ノ井堰、鳥羽川筋字堤下地ニ設置ス、長廿 間、毎年六月廿日ヨリ九月一日迄堰留、○鶴山 ノ井堰鳥羽川筋字村東地ニ設置ス、長拾三間、 毎年六月廿日ヨリ九月一日迄堰留、此分上王居	古川ノ井堰、鳥羽川筋字堤下地ニ設置ス、長廿 間、毎年六月廿日ヨリ九月一日迄堰留、○鶴山 ノ井堰鳥羽川筋字村東地ニ設置ス、長拾三間、 毎年六月廿日ヨリ九月一日迄堰留、此分上王居	古川ノ井堰、鳥羽川筋字堤下地ニ設置ス、長廿 間、毎年六月廿日ヨリ九月一日迄堰留、○鶴山 ノ井堰鳥羽川筋字村東地ニ設置ス、長拾三間、 毎年六月廿日ヨリ九月一日迄堰留、此分上王居	古川ノ井堰、鳥羽川筋字堤下地ニ設置ス、長廿 間、毎年六月廿日ヨリ九月一日迄堰留、○鶴山 ノ井堰鳥羽川筋字村東地ニ設置ス、長拾三間、 毎年六月廿日ヨリ九月一日迄堰留、此分上王居	古川ノ井堰、鳥羽川筋字堤下地ニ設置ス、長廿 間、毎年六月廿日ヨリ九月一日迄堰留、○鶴山 ノ井堰鳥羽川筋字村東地ニ設置ス、長拾三間、 毎年六月廿日ヨリ九月一日迄堰留、此分上王居	古川ノ井堰、鳥羽川筋字堤下地ニ設置ス、長廿 間、毎年六月廿日ヨリ九月一日迄堰留、○鶴山 ノ井堰鳥羽川筋字村東地ニ設置ス、長拾三間、 毎年六月廿日ヨリ九月一日迄堰留、此分上王居	古川ノ井堰、鳥羽川筋字堤下地ニ設置ス、長廿 間、毎年六月廿日ヨリ九月一日迄堰留、○鶴山 ノ井堰鳥羽川筋字村東地ニ設置ス、長拾三間、 毎年六月廿日ヨリ九月一日迄堰留、此分上王居	古川ノ井堰、鳥羽川筋字堤下地ニ設置ス、長廿 間、毎年六月廿日ヨリ九月一日迄堰留、○鶴山 ノ井堰鳥羽川筋字村東地ニ設置ス、長拾三間、 毎年六月廿日ヨリ九月一日迄堰留、此分上王居	古川ノ井堰、鳥羽川筋字堤下地ニ設置ス、長廿 間、毎年六月廿日ヨリ九月一日迄堰留、○鶴山 ノ井堰鳥羽川筋字村東地ニ設置ス、長拾三間、 毎年六月廿日ヨリ九月一日迄堰留、此分上王居	古川ノ井堰、鳥羽川筋字堤下地ニ設置ス、長廿 間、毎年六月廿日ヨリ九月一日迄堰留、○鶴山 ノ井堰鳥羽川筋字村東地ニ設置ス、長拾三間、 毎年六月廿日ヨリ九月一日迄堰留、此分上王居

船筏通ス

○(印は該当箇所がないということを示す。)

寺	神	学	戶	漁	市	古	陵	古	名	繫	船	河	民	官	溜
堂	社	校	數	場	場	墳	墓	墓	跡	所	定	場	林	林	池
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
本山真宗西派、	村社若官八幡神社、	祭神仁德天皇、	創建不詳、	鳥羽川筋二 指網五張、	於テ 於テ 鰻、○鮒、	○目赤、	業船一艘、								古川用水当村字堤下鳥羽川ヨリ引入、水田三捨
本山真宗西派、	山城國愛宕郡下京門前町本願寺	祭神明社、	創建不詳、	麻網拾張、	漁人二人										八町八反歩ノ灌養トシ、末正木村ニ至ル
祭神倉竟神、	祭神倉竟神、	創建不詳、	例祭十月十五日	本籍四拾三戸、	○社三社、	○寺二寺	上土居村土居学校下、	本村生徒二拾二人							

所有地券	人 口	共 有 財 產	職 別	協 議 費	民 有 地 價
	二百四人、内女五十七人	山反別四町五反步、此地価四拾四円、○池反別八反九畝步、此地価三円拾三錢、○草生反別一反四畝拾五步、此地価五拾一錢、○倉庫一棟此坪六坪、○学校一棟此坪三拾坪、○備荒貯蓄米八石九斗	農男五十八人、女五十二人、○工男四人、○商男一人、○僧一人、○雜業男女五人	○出寄留男一人	五百四人、内女七人
	平 民 戶 主 四 拾 三 八 男 四 十 人 女 三 人	明治十二年一度三百七拾九月廿錢、○支出三百七拾八円五拾四錢二厘	農男五十八人、女五十二人、○工男四人、○商男一人、○僧一人、○雜業男女五人	○出寄留女○	平 民 戶 主 四 拾 三 八 男 四 十 人 女 三 人
	地 価 三 千 三 百 七 拾 壱 円 七 拾 壍 錢 、 ○ 畑 七 町 五 反 七 畝 拾 五 步 、 此 地 価 百 六 拾 九 円 廿 錢 、 ○ 畑 八 町 八 反 七 畝 廿 八 步 、 此 地 価 二 万 四 千 八	地 価 三 千 三 百 七 拾 壍 円 七 拾 壍 錢 、 ○ 宅 地 反 別 二 丁 五 反 三 畝 廿 三 步 、 此 地 価 千 三 百 廿 五 円 八 拾 四 錢 、 ○ 山 反 別 九 反 九 畝 廿 九 步 、 此 地 価 拾 一 円 、 ○ 薮 反 別 三 反 二 畝 六 步 、 此 地 価 六 拾 八 円 四 拾 八 錢 、 ○ 池 反 別 武 畝 廿 步 、 此 地 価 拾 四 錢			地 価 百 円 以 上 者 六 人 、 ○ 同 二 百 円 以 上 者 四

人、○同三百円以上ノ者六人、○同五百円以上
 ノ者四人、○同七百円以上ノ者三人、○同千円
 以上ノ者二人、○同二千円以上ノ者一人、○同
 三千円以上ノ者三人
 民有家畜
 馬牡拾四頭
 民有船舶
 長二間三尺船一艘
 民有車輛
 人力車二輛、○荷積車二輛
 民有銳
 職獵銃一挺
 水車
 精米用一ヶ所
 勞力価
 農夫上廿錢、中十六錢、下十二錢○大工廿五錢、
 ○左官廿五錢、○家根葺^(屋)二拾二錢、○瓦葺三拾
 錢、○石工三拾錢、○桶職二拾五錢、○僕上拾
 二錢、中拾錢、下五錢、○婢上十錢、中七錢、
 下四錢

物業
 坑產
 米一ヶ年產出凡二百八拾五石、○大麥凡七拾八
 石、○小麦凡四拾七石、○粟凡六石、○黍凡八
 石、○稗凡二石、○大豆凡五石、○蕎麥凡二石、
 ○寒綿凡四拾斤、○藍葉凡三百五拾斤、○菜種
 八石、○楮皮拾斤、○竹皮凡拾三斤、○紫雲英
 子五斗

名產 ○

右之通ニ相違無之候間、取調上納仕候也

岩佐祐平印

(岩佐祐平は明治一二年の「戸長名鑑」にも戸長である。)
美濃國吉野郡下土居村戸長
 明治十四年十二月二十日

鷺山村の実況

美濃國方県郡鷺山村

疆域
 東方県郡福光村、西同郡正木村、南厚見郡早田
 村、北方県郡下土居村、東西七百六拾八間堀尺
 武寸、南北五百四拾四間五尺
 元大垣藩御預り所戸田采女正領知并元名古屋藩
 石河佐渡守領知、明治元戊辰年十一月笠松県ノ
 管轄ニ属シ明治四年辛未十一月岐阜県所属ニ属ス

方県郡 下土居村

明治14年12月20日 戸長 岩佐祐平

沿革	元笠松郡代所支配地 明治元年8月 笠松県			明治4年11月 本県	旧石高	518石6斗3升	
反別	総別	62町6畝9歩	官有地	5町6反5畝12歩	民有地	56町4反27歩	
官林	—		民林	—			
戸数	本籍	43戸	寄留	一	社	2	寺
学校	上土居村土居学校 本村生徒22人 (学校1棟30坪)						
人口	総計	204人	男	97人	女	107人	
	出寄留男	1人	出寄留女	—	入寄留男	—	入寄留女
族別	土族戸主	—	土族家族	—	平民戸主	43人	平民家族 161人
職別	官吏 工神 男官	一人 4 —	兵隊 工女 僧	一人 — 1	農男 商男 雜業男	58人 1 5	農女 商女 雜業女
共有財産	山4町4反 池8反9畝9歩 草生1反4畝15歩 備荒貯蓄米8石9斗						
民有地価	地目	反別	地価	地目	反別	地価	所有地券
	田	町反畝歩 38.8.7.28	円銭 24,869.20	林	畝歩 —	銭	百円以上
	畠	7.5.7.15	3,371.71	草野	—	—	二百円以上
	宅地	2.5.3.23	1,325.84	原野	—	—	三百円以上
	敷	3.2.06	68.48	池	2.20	14	五百円以上
	山	9.9.29	10.00				七百円以上
民有家畜	馬	14頭	牛	—	協議会	379円20銭	千円以上
民有車輛	人力車	2輛	荷積車	2輛	協議会	支 出 378円54銭2厘	千五百円以上
労力価 (日給)	農夫	16銭	瓦葺	30銭	僕婢	10銭	三千円以上
	屋根葺職 桶大黒鍼	22 25 25 —	木左鍼治工	— 25 — 30	僕婢半季 僕婢半季	7 —	五千円以上
物産	米	285石	大麦	78石	小麦	47石	裸麦
	大豆	5石	粟	6石	黍	8石	稗
備考	蜀黍	—	蕎麦	2石	菜種	8石	竹皮
	実綿	40斤	藍葉	350斤	楮皮	10斤	紫雲英子
〔民有船舶〕 長2間3尺船1艘							—
〔民有銃〕 職業銃1挺							2石
〔水車〕 精米用1ヶ所							13斤
〔漁場〕 島羽川筋ニ於テ鰻・鮒・目赤、業船一艘 指網5張 麻網10張 漁人2人							5斗

河曠湖	山距	農段	旧石高
渠野沼	嶺離	時別	六百三拾三石六斗八升毫合
○ ○ ○	○	苗代五月十九日、初盛廿日、終同月廿一日、田植初六月廿七日前後盛、同月三十日前後終、七月廿九日前後稻刈、十一月十日前後盛、同月廿日終、○麥時十月十八日初十一月十日迄ニ終、麥刈初六月十日ヨリ廿日迄終、○養蚕ハ五月十四日初、六月廿八日迄終、○豆六月廿日蒔初、七月廿日豆刈終、○菜種植初十一月廿日前後、刈取六月廿一日終、○藍植初六月十日ヨリ十四日迄終、○刈取九月三十日終、但大麦裸等ハ蒔初十月十八日ヨリ三十日迄、小麦蒔初、同月廿日ヨリ十一月廿日迄終	内官有地 三百五十七石六斗九升八合大垣藩御預知 高三百五十七石九升八合三合 名古屋藩石河領知 六拾八町壹段四畝廿九步 六拾八町廿九步 六拾四畝步 六拾八町廿九步
本村ノ西方位ニアリ、方県郡正木本村ニ連瓦シ、本村ヨリ登リ三町、樹木雜木薪用	県庁エ庵里四町 方県郡役所ヘ庵里武町 <small>厚見各務</small>		

定船河 繫岸場	民官 場舶場	用溜 用水路	井塙 堰樋	堤津橋 塘渡梁	道鉱瀑 路泉布
○ ○	林林	池	堰樋	○ ○	○ ○
ケ所薪用材	○	村ニ至ル	寸	○	○ ○
所有主三拾壱名、合段別六町五畝廿歩、三拾壱	方県郡岩崎村井堰ヨリ同郡福光村へ掛り、同村 字村北ニ設置、長三間三尺、田方植初六月廿七 日ヨリ同月三十日迄終	水門池字中泳ニアリ、周回百拾間 方県郡岩崎村用水、同郡福光村用水ヨリ引キ、 水田廿七町八段八畝拾九歩ノ灌養トシ、末正木	長良古川通添、居村堤長千三百六拾六間三尺六	長良村道中仙道往還村内拾三町、道巾八尺、甲 方県郡正木村境ヨリ乙同郡長良村へ拾七町	長良村道中仙道往還村内拾三町、道巾八尺、甲 方県郡正木村境ヨリ乙同郡長良村へ拾七町

民有地価
出金式百六拾四円九錢式厘五毛
田廿壹町八段八畝拾九步、此地

○三拾四錢、烟四拾九町八段武畝拾五步、此地
価倅万七千五百六拾七円武拾式錢、○宅地五町
八段三畝廿五歩、此地価三千三百拾九円武拾錢、
○山三町八段八畝拾九步、此地価六拾八円武錢、
○林六町五畝廿歩、此地価三百武円八拾四錢、
○藪老町三段八畝武歩、此地価百七拾五円武
錢、○池武段八畝四歩、此地価壹円四拾壹錢、
○草生老町五反壱畝武歩、此地価武拾式円六拾

所有地券

地価百円以上ノ者ミ拾人、○同三百円以上ノ者九人、○同三百円以上ノ者拾七人、○同五百円以上ノ者八人、○同七百円以上ノ者九人、○同一千円以上ノ者三人、○同一千五百円以上ノ者二人、○同二千円以上ノ者二人

馬三拾老頭駒廿一頭

荷積車三輛、○耕作二肥積車拾七輛

○ 職業銃砲

距 離	農 段 别	沿 磇 域
名 產 ○	米 売 ケ 年 產 出 凡 式 自 四 拾 石 七 斗 四 升 九 合 ○ 大 裂 七 百 三 拾 三 石 五 斗 ○ 小 麦 弐 百 四 拾 石 ○ 雜 谷 弐 拾 八 石 ○ 稗 拾 五 石 ○ 蕎 麦 叴 四 石 八 斗 ○ 蜀 弩 式 石 八 斗 ○ 三 弩 式 百 五 斤	美濃國方県郡正木村 東ハ方県郡鷺山村、西ハ同郡折立村、南ハ同郡則武村、北ハ同郡城田寺村、東西凡拾八町南北凡二拾町
右之通取調候処、相違無之候也	(○印なし)	元名古屋藩領地并ニ笠松郡代所支配所ノ兩地、明治三庚午年十月笠松県ノ所轄ニ属ス、明治四辛未年七月本県ノ所轄ニ属ス
右之通取調候処、相違無之候也	半季拾弐円	石高八百八拾一石七斗八升三合
名 產 ○	米 売 ケ 年 產 出 凡 式 自 四 拾 石 七 斗 四 升 九 合 ○ 大 裂 七 百 三 拾 三 石 五 斗 ○ 小 麦 弐 百 四 拾 石 ○ 雜 谷 弐 拾 八 石 ○ 稗 拾 五 石 ○ 蕎 麦 叴 四 石 八 斗 ○ 蜀 弩 式 石 八 斗 ○ 三 弩 式 百 五 斤	石高八百八拾一石七斗八升三合
方県郡鷺山村戸長 森 田 吉 造印	錢、○鍛治職式拾五錢、○桶職式拾五錢、○僕	内石高六百十二石四斗四升五合元名古屋藩領地
(森田吉造は明治一二年の「戸長年鑑」にも戸長である。)	錢、○鍛治職式拾五錢、○桶職式拾五錢、○僕	内石高六百十二石四斗四升五合元名古屋藩領地
正木村の実況	半季拾弐円	内石高六百十二石四斗四升五合元名古屋藩領地

方県郡 鷺山村									明治14年 戸長 森田吉造			
沿革	大垣藩領所戸田采女正領知 元名古屋藩石河佐渡守領知				明治元年11月 明治4年11月 笠松県 本県				旧石高	633石6斗8升1合		
反別	総反別 68町1反4畝29歩				官有地 1反4畝				民有地	68町29歩		
官林	—				民林 6町5畝20歩(薪用)							
戸数	本籍	116戸	寄留	1戸	社	1	寺	1	堂宇	—		
学校	土居学校 本村生徒67人											
人口	総計		581人	男		288人	女		293人			
	出寄留男	5人	出寄留女	5人	入寄留男	—	入寄留女	—				
族別	士族戸主	—	士族家族	—	平民戸主	116人	平民家族	465人				
職別	官吏 工神 男官	— — —	兵隊 工女 僧	2人 — —	農商 男男 雜業男	— — —	農商 女女 雜業女	— — —				
共有財産	—											
民有地価	地目	反別	地価	地目	反別	地価	所有地券					
	田	町反畝歩 21.8.8.19 49.8.2.15 5.8.3.25 1.3.8.02 3.8.8.19	円銭 14.102.34 17.567.22 3.039.20 275.02 68.02	林 草 原野 池	町反畝歩 6.0.5.20 1.5.1.02 — 2.8.04	円銭 302.84 22.66 — 1.41	百円以上 二百円以上 三百円以上 五百円以上 七百円以上	20人 9 17 8 9				
民有家畜	馬	31頭	牛	—	協議費	収入 264円10銭						
民有車輛	人力車	—	荷積車 肥積車	3輛 17輛	支 出	264円9銭2厘5毛	千円以上 五千円以上 二千円以上 三千円以上	3 2 2				
労力価 (日給)	農夫 屋根葺 桶大工 黒鍼	15銭 — 25 25 —	瓦木 左鍼	葺 官治	—銭 — 25	僕婢 半季 半季	—円銭 — 12.00 —	五千円以上 七千円以上 一万円以上				
物産	米 大豆 蜀黍	240石7斗4升9合 10石5斗5合 12石8斗	大麦 粟 蕎麥	733石5斗 — 24石8斗	小麦 黍 菜種	240石 28石 —	裸麦 稗 玉黍	— 15町 225斤				
備考	〔旧石高〕 高252石6斗9升8合 大垣藩預り所高380石9斗8升3合 名古屋藩石河領知 〔民有船舶〕 長5間幅4尺耕作船1艘 〔民有銃〕 賢獵銃1挺											

堤	津	橋	道	鑛	瀑	河	湖	山
塘	渡	梁	路	泉	布	渠	野	沼
費	○	○	○	○	○	○	○	嶽
操舟ノ渡シ且川通字松ノ木ヨリ方県郡折立村地 内ニ達ス、川幅拾六間、渡船人九百五拾人程、 ○車百三拾輛程、○荷車二拾輛程	○長六尺・幅四尺、橋数十八橋、○長良川古川 通ニテ板橋長六間・幅三尺、橋數三、橋修繕民 百四拾八間	土橋用悪水溝ニテ長九尺・幅六尺、橋数九橋、 仙道街道村内里程十八町、道巾九尺、里道方県 郡鷺山村ヨリ折立村エ通ス、道巾九尺、道長六 百四拾八間	長良古川通村内長一千二百三拾七間三尺九寸、 且川添村内長八百七拾九間	長良古川通村内流域凡一拾町、川幅最モ潤キ所 二百三拾間、上流方県郡鷺山村、下流則武村、 船筏ヲ通セス	正木山本村ノ東方位ニアリ、方県郡鷺山村ニ連 瓦シ、本村ヨリ登リ二町、樹木柴	長良古川通村内流域凡一拾町、川幅最モ潤キ所 二百三拾間、上流方県郡鷺山村、下流則武村、 船筏ヲ通セス	長良古川通村内流域凡一拾町、川幅最モ潤キ所 二百三拾間、上流方県郡鷺山村、下流則武村、 船筏ヲ通セス	長良古川通村内流域凡一拾町、川幅最モ潤キ所 二百三拾間、上流方県郡鷺山村、下流則武村、 船筏ヲ通セス

市	古	陵	古	名	定	船	河	民	官	用	溜	井	杣
墳				繫		岸			林	水	路	堰	樞
場	墓	墓	跡	所	場	泊	場		林	池		○	
○	○	○	○	○	○	○	○					○	
所有主四名、合反別六畝廿七步、木種薪用材	十町八反歩ノ灌養トシ、末旦川筋ニ至ル	用水鳥羽川筋方県郡下土居村ヨリ引取、水田三	松・杉・桧・其の他雜木、反別二町三段五畝廿	一步	十町八反歩ノ灌養トシ、末旦川筋ニ至ル	用水鳥羽川筋方県郡下土居村ヨリ引取、水田三	松・杉・桧・其の他雜木、反別二町三段五畝廿	一步	十町八反歩ノ灌養トシ、末旦川筋ニ至ル	用水鳥羽川筋方県郡下土居村ヨリ引取、水田三	松・杉・桧・其の他雜木、反別二町三段五畝廿	且川字垣内ニ設置、悪水吐杣樞高三尺・横三尺・	長六間

第一節 正木村・下土居村・鷺山村の三村時代

一六〇

職	族人	寺	神学	戸官郵便局	漁場
別	口	社	校	衙	長良古川筋井二旦川筋ニ於テ、鮒鯉漁業、漁舟
別	農女二百八十五人、工女一人、商女六人、雜業男三人、女三	堂	創建年月不詳、無格社	○貴舟神社、○天白神社、	一艘、鯉網一張、鮒網一張、○漁人一人
ス	六百六人内男三百八十八人	本山真宗西派山城國愛宿郡下京門前町本願寺	○三狐神社、○各例祭三月三十日	本籍百二十四戸、○社四社、○寺二ヶ寺	本籍百二十四戸、○社四社、○寺二ヶ寺
ス	六百六人内男三百八十八人	末、由緒相州小田原城主大久保加賀守殿家臣・片尾藏人開基、慶安二十五年九月十三日創建、影現寺ト号ス	民有地価	則武村敞蒙学校下本村生徒二十四名	則武村敞蒙学校下本村生徒二十四名
所有地券	平民戸主百廿四人内男百二十人	大本山禪宗臨濟派山城國葛野郡花園村妙心寺	収協議費	田一段八畝四歩、此地価六拾九円八拾四錢、○	田一段八畝四歩、此地価六拾九円八拾四錢、○
	六人内男百八十二人	末、由緒加納旧城主松平丹波守殿当寺開基、盤珪國師帰依ニテ元禄六年亥春創建、心洞寺ト号	支費	烟一町三段二畝歩、此地価百五拾三円二拾九錢、○	烟一町三段二畝歩、此地価百五拾三円二拾九錢、○
	農女二百八十五人、工女二人、商女六人、雜業男三人、女三	大本山禪宗臨濟派山城國葛野郡花園村妙心寺	拾坪	○土取跡二段九畝廿歩、此地価拾八円七拾一錢、○	○土取跡二段九畝廿歩、此地価拾八円七拾一錢、○
	六百六人内男三百八十八人	末、由緒加納旧城主松平丹波守殿当寺開基、盤珪國師帰依ニテ元禄六年亥春創建、心洞寺ト号	段	○池三段二畝廿歩、此地価拾円四拾七錢、○備荒貯蓄糲拾一石五斗一升四合、○倉庫一棟此坪拾坪	○池三段二畝廿歩、此地価拾円四拾七錢、○備荒貯蓄糲拾一石五斗一升四合、○倉庫一棟此坪拾坪
	六百六人内男三百八十八人	大本山禪宗臨濟派山城國葛野郡花園村妙心寺	段	明治拾二年度協議費収入金、六百六拾円五拾九錢五厘、支出六百六拾四円四拾七錢八厘	明治拾二年度協議費収入金、六百六拾円五拾九錢五厘、支出六百六拾四円四拾七錢八厘
	六百六人内男三百八十八人	末、由緒加納旧城主松平丹波守殿当寺開基、盤珪國師帰依ニテ元禄六年亥春創建、心洞寺ト号	段	田三拾町六段一畝廿一步、此地価一万九千四百七拾六円八拾八錢、○烟四拾六町六段六畝廿一步、此地価二万六百八拾八円六拾錢、○宅地五町九段二步、此地価二千八百三拾四円五拾二錢、○山三町三段五畝拾八步、此地価五拾円三拾四錢、○林六畝廿四步、此地価壹円三拾六錢、○野三段三畝拾五步、此地価八拾六錢、○敷二町七畝廿五步、此地価四百壹円四拾三錢、○池一段一畝廿七步、此地価四拾三錢、	田三拾町六段一畝廿一步、此地価一万九千四百七拾六円八拾八錢、○烟四拾六町六段六畝廿一步、此地価二万六百八拾八円六拾錢、○宅地五町九段二步、此地価二千八百三拾四円五拾二錢、○山三町三段五畝拾八步、此地価五拾円三拾四錢、○林六畝廿四步、此地価壹円三拾六錢、○野三段三畝拾五步、此地価八拾六錢、○敷二町七畝廿五步、此地価四百壹円四拾三錢、○池一段一畝廿七步、此地価四拾三錢、

人口	別	所有地券
別	農女二百八十五人、工女二人、商女六人、雜業男三人、女三	田一段八畝四歩、此地価六拾九円八拾四錢、○
別	六人内男百八十二人	烟一町三段二畝歩、此地価百五拾三円二拾九錢、○
別	六人内男百八十二人	○土取跡二段九畝廿歩、此地価拾八円七拾一錢、○
別	六人内男百八十二人	○池三段二畝廿歩、此地価拾円四拾七錢、○備荒貯蓄糲拾一石五斗一升四合、○倉庫一棟此坪拾坪
別	六人内男百八十二人	明治拾二年度協議費収入金、六百六拾円五拾九錢五厘、支出六百六拾四円四拾七錢八厘
別	六人内男百八十二人	田三拾町六段一畝廿一步、此地価一万九千四百七拾六円八拾八錢、○烟四拾六町六段六畝廿一步、此地価二万六百八拾八円六拾錢、○宅地五町九段二步、此地価二千八百三拾四円五拾二錢、○山三町三段五畝拾八步、此地価五拾円三拾四錢、○林六畝廿四步、此地価壹円三拾六錢、○野三段三畝拾五步、此地価八拾六錢、○敷二町七畝廿五步、此地価四百壹円四拾三錢、○池一段一畝廿七步、此地価四拾三錢、
別	六人内男百八十二人	田一段八畝四歩、此地価六拾九円八拾四錢、○
別	六人内男百八十二人	烟一町三段二畝歩、此地価百五拾三円二拾九錢、○
別	六人内男百八十二人	○土取跡二段九畝廿歩、此地価拾八円七拾一錢、○
別	六人内男百八十二人	○池三段二畝廿歩、此地価拾円四拾七錢、○備荒貯蓄糲拾一石五斗一升四合、○倉庫一棟此坪拾坪
別	六人内男百八十二人	明治拾二年度協議費収入金、六百六拾円五拾九錢五厘、支出六百六拾四円四拾七錢八厘
別	六人内男百八十二人	田三拾町六段一畝廿一步、此地価一万九千四百七拾六円八拾八錢、○烟四拾六町六段六畝廿一步、此地価二万六百八拾八円六拾錢、○宅地五町九段二步、此地価二千八百三拾四円五拾二錢、○山三町三段五畝拾八步、此地価五拾円三拾四錢、○林六畝廿四步、此地価壹円三拾六錢、○野三段三畝拾五步、此地価八拾六錢、○敷二町七畝廿五步、此地価四百壹円四拾三錢、○池一段一畝廿七步、此地価四拾三錢、

以上ノ者一人、○千五百円以上ノ者二人、○二
千円以上ノ者三人

物 坑 業 ○
產 米一ヶ年產出凡三百拾六石八斗、○大麥三百二

民有家畜

馬四十三頭、○但牡馬
長四間、鷁飼形船一艘、○長四間、
艘、○長三間三尺、四ツ乗舟三艘
人力車一輛、○荷積小車十輛

水經
車銅

○ ○ ○

製
業
場

10

牧 瓦
畜 窯

10

商銀
會行

10

通運会社

卷之三

勞
力
価

農夫上二十錢 ○中拾八錢 ○下拾五錢 ○大工二拾五錢、○左官、○家根葺、○瓦葺、○指

職物、○疊刺、○木挽、○影物、○仕立物、○庭造、○機
 ○鑛治、○鑄物職、○石工、○桶

織、○井戸掘、○黒鍬金三拾錢、○僕婢半季上
七円、○中五円、○下四円

物 坑 產 業

拾石四斗、○小麦四拾二石六斗四升、○粟拾石三十六斗、○黍拾四石二斗五升、○稗四石九斗

三斗六升 ○黍搗四石一斗五升 ○稷四石九斗
五升 ○大豆五石四斗 ○蕎麥六石四斗 ○蜀

○黍拾八石四斗一升、○藍葉一万二百五拾一斤、
○菜種二十七石四斗、○竹皮百九十五斤、○午

房千五百束、○麻四百五拾貫、○紫雲種八升

相違無御座候、以上

桑原茂右印

明治十四年十二月 桑原茂右衛門
(明治一二年の「戸長名鑑」には戸長桑原新六とあり)
岐阜県会小崎利準殿

方県郡 正木村

明治14年12月 戸長 桑原茂右

沿革	元名古屋藩領地並ニ 笠松郡代所支配				明治3年5月 笠松県	明治4年7月 本県		旧石高	881石7斗8升3合	
反別	総反別				121町6畝7歩	官有地	27町3反6畝7歩	民有地	93町7反1歩	
官林	2町3反5畝21歩				民林	6畝27歩(薪用)				
戸数	本籍	124戸	寄留	一	社	4	寺	2	堂宇	一
学校	則武村敵蒙学校	本村生徒24人								
人口	総計		606人	男		308人	女		298人	
	出寄留男	一	出寄留女	一	入寄留男	一	入寄留女		一	
族別	士族戸主	一	士族家族	一	平民戸主	124人	平民家族	476人		
職別	官吏 工神 男官	一人 2 二	兵隊 工女 傭	一人 1 一	農男 商男 雜業男	295人 6 3	農女 商女 雜業女	283人 6 3		
共有財産	田1反8畝4歩 畑1町3反2畝 士取跡2反9畝20歩 池3町2反2畝20歩 備荒貯蓄穀11石5斗1升4合									
民有地価	地目	反別	地価	地目	反別	地価	所有地券			
	田	町反畝歩 30.6.1.21	円銭 19,476.88	林	反畝歩 6.24	円銭 1,36	百円以上	29	人	
民有地価	畠	46.6.6.21	20,688.60	野	3.3.15	86	二百円以上	22		
	宅地	5.9.0.0.2	2,834.52	原野	—	—	三百円以上	17		
民有地価	敷	2.0.7.25	401.43	池	1.1.27	43	五百円以上	8		
	山	3.3.5.18	50.34				七百円以上	8		
民有家畜	馬	43頭	牛	一	協議会	収入	665円59銭5厘		千円以上	
民有車輛	人力車	1輛	荷積車	10輛	協議会	支出	664円47銭8厘		千五百円以上	
労力価 (日給)	農夫	18銭	瓦葺	一	僕婢	円一銭	二千円以上	1		
	屋根葺職人	—	木左挽	—	僕婢	—	三千円以上			
労力価 (日給)	桶補	—	官治	—	半季	5.00	五千円以上			
	大黒鍼	25 30			半季	5.00	七千円以上			
物産	米	316石8斗	大麦	320石4斗	小麥	42石6斗4升	裸麦	—		
	大豆	5石4斗	粟	10石3斗6升	稗種	4石9斗5升				
物産	蜀黍	18石4斗1升	蕎麦	6石4斗	菜種	27石4斗	竹皮	195斤		
	藍葉	10,251斤	午房	1.500束	麻	450貫	紫雲種	8升		
備考	[旧石高]	高820石3斗3升8合元笠松県地		高61石4斗4升5合元名古屋藩領知						
	[漁場]	長良古川筋并ニ亘川筋=於太船・鈔漁業1艘		鰐網1張 鮎網1張						
	[民有船舡]	長4間鵜飼形船1艘	長4間操舟渡舟1艘	長2間3尺4ヶ乗舟3艘						
	[津渡]	操舟ノ渡シ且川通字松ノ木ヨリ方県郡折立村地内ニ達ス	川幅拾六間	渡銭人950人						
		程車130輛程	荷車20輛程							

四、明治前期の村況

大小区制施行 明治五（一八七二）年四月大政官布告一一七号および同年一〇月の大蔵省布達一四六号によつて「大区」・「小区」が設置された。これは、村役人を中心としたかつての幕藩体制の村落共同支配を改め、明治新政府の行政官的性格を有する「官史」機構を創設し、新政府の政策を末端にまで浸透させることを意図していた。「大区」・「小区」の基準は、「およそ千戸をもつて大区とし、百戸をもつて小区とし」た。一大区の戸数一万二八二戸・人口五万六九二〇人・田畠反別八八〇三町反九畝、一小区の戸数八三五戸・人口三九〇三人・反別六〇三町六反五畝一三歩を標準として一二大区・一七五小区に分けた。（『岐阜県史』）

区画 現岐阜市域に属する区画は、第一大区一小区から一三小区までの厚見郡七六町・五〇か村、一四から一六小区までの各務郡二九か村、第七六区六・七小区の本巣郡一三か村、同大区一一小区から一七小区までの方県郡四八か村、第八大区一・二小区の山県郡二〇か村からなつていた。（『近代・上・岐阜市史』）

当地域の下土居・鷺山・正木の各村は、第七大区十六ノ小区に属している。この小区に属する村は七か村で、当地域の三か村以外に上城田^(寺)村・下城田^(寺)村・上土居村・則武村であり（明治六年四月・美濃国大小区・分村名付記・佐野豊吉文書）、明治八年一月には上城田・下城田の二か村が合併して城田寺村となつた。

事務章程・権区長 大小区制の実施にともない、大区には区長、小区には権区長（後の副戸長）を置くことになるが、県は明治六年（一八七三）六月一〇日権区長選任についてつぎのような布達をだした。

先般管内大小区画改正候ニ付ては、大区長を立、小区権
区長ヲ可設之処、大区長之儀ハ、撰挙容易ニ行届兼候ニ付、

第一節 正木村・下土居村・鷺山村の三村時代

一六四

差向権区長而已可致選定候條、各小区村々正副戸長ヲ始、地持百姓一同ニ於テ、投票或公撰書ヲ以テ、当月二十日迄

無遲延可申立候、撰定之上ハ、県庁ニ於て人跡取糾、算術手跡等一ト通可及検査候

この布達から、権区長の選出は各小区村々正副戸長をはじめ区内の地持百姓らによつて公選され、選出された権区長候補は県庁においてその人物・能力など審査の上、正式に任命するというものである。(『岐阜市史』通史編・近代参照)

また、区長の職務内容を規定した「事務章程」を明治六年一〇月に公布した。それは一九条からなり、以下のとくである。

第一条

一官省御布告御達書及県庁布達書等相達候ハハ即刻区内

村々正副戸長ニ分配シ、小前末々迄無遺漏触示セシメ、

尚最寄掲示場へ早々掲示セシム可キ事

但、到着ノ時刻及村々へ配達ノ時刻等詳細ニ記載シ置

ベキ事

第二条

一御維新以来被仰出候諸規則及御布告御達ノ趣、並爾來御

改定ノ廉々等、逐一熟知イタシ置、事ニ臨ンテ抵牾ノ取

計無之様厚注意イタスベキ事

第三条

一人民互ノ訴訟ニ関スルノ事務ニ於テハ、瑣末ノ廉タリト

モ、自己ノ心得ヲ以、裁判ケ間敷儀致間敷事

一社事其外士民諸願伺之類ハ、訴訟關係ノ事件ヲ除クノ外、
一切区長ノ奥印ヲ以指出スベキ事
但、指出方ノ儀ハ、区長ニ於テ取纏指出候トモ、又ハ
正副戸長ヲ以直ニ指出候共、適宜タルベキ事

第六条

一区内村々ノ内、節義徳行人ノ模範トモナルベキ者有之節
ハ、不打捨置具状可上申事

第七条

一区内ニ於テ、自他ノ人民変死イタン候者有之ハ、早々其
場ヘ臨ミ、地元正副戸長立合点検ノ上、始末届出、掛り
官員ノ検死ヲ待ツベキ事

第八条

一区内ニ於テ、水火之災相起候ハ、早々付防禦ノ術ヲ尽
シ、事實詳細記載ノ上、早々可届出事
但、水害之儀ハ、堤防掛けニ協議スベキ事

第九条

一衛兵連名並国民軍成丁簿及戸籍總計表死亡出生入籍送籍
等取調書、其他一切期限アル進達物ハ、聊モ期限ヲ愆ラ
ザル様兼々注意致スベキ事

第十条

一村々貢紙米金等ハ、納出ノ境承リ居候迄ニテ、必村々正
副戸長ヲ以、納メシムベキ事

第十一条

一僕婢税其他一小区限取締メ可相約税金ハ兼テ相達候期限
通、遲延ナク上納可致事

第十二条

一諸公費、郡村四民ニ課スル者、夫々之ヲ分賦シ、区内ノ
出金ヲ取纏相納ムベキ事

第十三条

一堤防橋梁及道路、修繕掃除等、専ヲ注意イタズベク、自
然村々ノ内等閑ノ向等有之ニ於テハ、其責遂ニ区長ニ帰
スベキ事

第十四条

一官林並官普請所有之分、或ハ電信線路ニ関係有之向ハ、
兼々地元村々正副戸長ヘ申合セ、嚴重取締イタズベキ事
一穀穀ノ儀ハ、凶年飢歲ノ予備ニシテ、尤重ゾズベキ物ニ
付、兼テ其備有之向ハ、尚更嚴重蓄貯ノ術ヲ設ケ、其段
届出ズベシ、尤其備無之向ニ於テハ、戸長申談、適宜ノ
方法ヲ設伺出ズベキ事

第十五条

一村々正副戸長進退ノ儀ハ、其村人民ノ詮選ニ任ズベシト
雖モ、事情一ト通取調ノ上、願書ニ奥印致スベシ、尤事
務引渡ノ際、相達候規則ニ照準シ、不都合無之様取締可
致事

第十六条

第一節 正木村・下土居村・鷺山村の三村時代

一六六

第十七条 一区長進退ノ儀ハ、一区内詮選ニ任せ、事情県庁ニ於テ

応取調ノ上、許可致スベキ事

但、事務引渡手続ノ儀、戸長進退同様タルベキ事

第十八条

一正権区長勤務定限ハ、三ヶ年季タル可シ、然レドモ、区内人民ノ願ニ依リ、季継申付候儀モ之アルベキ事

右之通、相定候事

ここに掲げられた職務の重点は、官・省の布達書の徹底、戸籍の整備、租税の徵収、届出の受理等、訴訟関係を除く国家行政事務が主体であった。

当地域が一六小区に属することは前述したが、権区長は一五小区の黒野村・河合万平が一六小区も兼務した。この当時の下土居・鷺山・正木三か村の戸長・副戸長は史料上の制約から不明である。

地租改正 明治政府は財政基盤を固めるため、明治六（一八七三）年地租改正法を公布した。これをうけて、岐阜県では政府公布の地租改正条例とともに、県の作成した「地租改正ニ付告諭書」・「郡村取調方規則」・「地租改正ニ付地価其外取調方心得書」・「地租改正掛調査方心得書」などをつぎつぎと布達した。しかし、これに基づいて直ちに改租事業に入ったのではなく、なおも壬申地券交付事業の仕上げ・手直しが続行された。方県郡佐野村では、同年九月二〇日に県から壬申地券をまとめて交付をうけ、土地所有者に配布されている。壬申地券交付は、地租改正布告により、実質上無意味なものになつた。

土地の丈量作業 明治七（一八七四）年に入り、いよいよ改租事業が開始された。第七大区一四小区では一月二二日、

但、疾病或ハ事故有之、臨時進退イタシ候儀ハ、此限ニ非ズ

第十九条

一権区長ノ儀ハ、地方便宜ニ囚り、二小区或ハ三小区ヲ兼務スルモ妨ナシトス、右概略ヲ挙グルノミ、尚細目ノ事件ニ至テハ、時機ニ応ジテ夫々指揮ニ及ブベキ事

彦坂村安養寺で区長・加藤小三郎から「地租御改正之御演達」があり、つづいて二月一八日同所で、改正掛官員招集の集会、同一五日には「地租改正ニ付官員彦坂村之浅井・小西両人様御出張ニ付区内村々正副戸長外懸り之者出張仕、御演舌」があつた（『岐阜市史』）。こうして、ほぼ七年二月ごろからこの地域の村々は一斉に改租事業に入つていく。具体的には、地租改正掛附属・加藤小三郎から副戸長を経て「実地丈量心得書」が各村に触達された。この心得書に基づいて各村は、田畠をはじめすべての土地を実地丈量し、その結果を「切絵図」および地価取調帳に編成し県への提出が命ぜられた。

切絵図が完成すると官員による実地検査が内検査と本検査に分けて行われた。実地検査は、官員が現地に行き、切絵図と現地に建てた敵杭とを照合して落地・重複地がないことを確かめ、試みに丈量して、切絵図記載の面積に間違いがないかを検査する。（『岐阜市史』）

地価調査 続いて地価調査が行われたが、これにより各自所有の地価額が決定し、地租負担も軽重が判定することがら、各村の高持百姓間に深刻な議論・対立が生じ、村と村との間にも同様な問題が生じた。そこで、自村を除いて各小区毎に投票をもつて村々の等位序列を組み立て、岐阜県令小崎利準に提出した。（『黒野史誌』）

当地域（一六小区）の場合、一五小区副戸長河合万平が一六小区も兼務しているので、この評価決定に加わった。なお、一六小区の監定役は高橋平内（則武村）・神山喜右衛門（上土居村）であった。

この結果、「方県郡村々地価一覧表」によれば、当地域三か村の地価はつきのとくである。（代一・史料編）

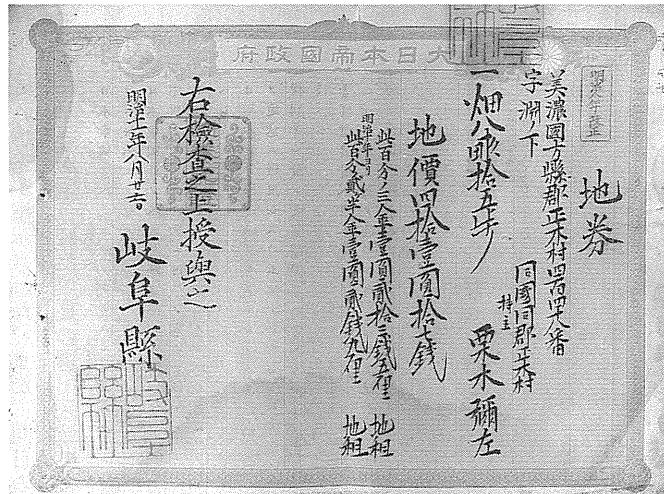
当地域三か村等級一覽

見 十一 小区 込	十二 小区	十三 小区	十四 小区	十五 小区	十六 小区	十七 小区	合 計	六 ヶ 割 合 寄 セ	同等 前 後 等	級 村 名
十三等	十四等	十三等	十四等	十五等	十六等	十七等	合計	六ヶ割合寄セ	同等前後等	級村名
十一	十二	十	六	同	同	同	合計	六ヶ割合寄セ	同等前後等	級村名
十四	十五	十一	六	同	同	同	合計	六ヶ割合寄セ	同等前後等	級村名
十六	十七	十一	八	同	同	同	合計	六ヶ割合寄セ	同等前後等	級村名
				九	五十一	五十一	合計	六ヶ割合寄セ	同等前後等	級村名
				十四	七十四	八、五	合計	六ヶ割合寄セ	同等前後等	級村名
				七十七	十二、三三	二	合計	六ヶ割合寄セ	同等前後等	級村名
				一	三	八等	下土居村	六ヶ割合寄セ	同等前後等	級村名
				十二等	十一等	正木村	正木村	六ヶ割合寄セ	同等前後等	級村名
				鷺山村			鷺山村	六ヶ割合寄セ	同等前後等	級村名

(注) 『岐阜市史』近代・史料編

	八等	下土居村		
十一等	正木村	十一等 鷺山村		
宅烟田六 地五 宅烟田六 地五 宅地三六 五五四 一、二八 九九	田六 五二 四八 、九七 〇六	田六 五二 四八 、九七 〇六	宅烟田六 地五 宅地三六 五五四 一、二八 九九	
平均四四円七八錢	平均五三円一六錢	平均五三円一六錢	平均六一円四二錢	
地券種別	村名	正木村	鷺山村	下土居村
百円以上	29人	20人	6人	
二百円以上	22	9	4	
三百円以上	17	17	6	
五百円以上	8	8	4	
七百円以上	8	9	3	
千円以上	1	3	2	
千五百円以上	2	2	—	
二千円以上	2	2	1	
三千円以上	—	—	3	
五千円以上	—	—	—	
七千円以上	—	—	—	
一万円以上	—	—	—	
計	89	70	29	

○ 明治14年「町村略誌」より作成。



正木村の地券（栗本賢市氏提供）

千円以上は下土居村で三人、二千円以上は下土居村一人、鷺山村二人、正木村二人になっている。

三新法の施行 明治一一（一八七八）年七月、わが国の地方自治制の礎石として画期的意味をもつといわれる「郡区町村編成法」・「府県会規則」・「地方税規則」の三新法が成立し、同一三年四月には町村議会設置を制度化した「区町村会法」が制定された。この三新法体制は、大小区制における旧慣無視の反省にたち、郡・町村を行政単位として定着させ、住民の地方行政への参加を部分的に認めたものといえる。

岐阜県でも、明治一二年二月、甲第一〇号により、大小区制の廃止・郡治分画及び郡役所の位置を設定して布達した。これにより、当地域を含む方県郡と、他の厚見・各務の二郡を併せた三郡の郡役所が厚見郡岐阜町に設置された。郡役所の開庁は同年三月一五日、郡長には、さきの地租改正で当地域と深いかかわりがあった権大属の三浦千春が任命された。三郡併せて、戸数二万九八一戸、人口九万四七五二人、反別一万九二六七町六反九畝一八歩の管轄をするものであった。

戸長公選 「郡区町村編成法」にもとづき、岐阜県においても明治一二年二月一九日付甲第一一号により、数町村に戸長公選

戸長一人を置く場合の町村の範囲を布達したが、これは岐阜町の町内に適用されただけで、当地域などの旧村では従来通り一名の戸長を置くことが指示された。また、同日の甲第一二号により、第一一号布達が示された戸長の選出区域にもとづき、「戸長一人ヲ早々公選可致」とし、その公選について「選挙法之儀ハ從前之通可相心得事」と布達した。この結果、当地域の三か村では「明治一二年戸長」をつぎのように決定している。

（名鑑）
（戸長）

この「戸長名鑑」は明治一二年一一月一〇日届によって作成され、編輯人・厚見郡今泉下竹屋町住の安田益二、出版人・厚見郡岐阜駿屋町住の水谷善七となっている。

また本書の序には「此書ハ濃飛両国の郡村名ヲ詳記スル者ニシテ公私共ニ欠ク可カラサルノ書ナリ」として、官民必携をうたつており、これによつて、下土居村・岩佐祐平、鷺山村・森田吉造

平、鷺山村・森田吉造、正木村・桑原新六が戸長に選出された。明治一四年の戸長は下土居・鷺山西村は同一人であるが、正木村は桑原茂右に替つていて（『町村略誌』明治一六年（一八八三）の三か戸長・地持總代は正木村・桑原新六・山田与造、鷺山村・森崎小三郎・森田吉造、下土居村・岩佐祐平・岩佐七三郎である（『川北治』）。一方、県では、同年五月二二日、新旧戸長に対して事務引継ぎ方を達し、さらに翌二三日には、戸長役場において採用する雇は郡長の許可を得て戸長が任命することを通達するなど、戸長役場の職務が整備されていった。

公選戸長の職務については、三新法発布後公布された「府見官職制」によつて、つぎの一三項目の職務が定められ



た。
(『岐阜市史』)

- (1) 布告・布達を町村内に示すこと
- (2) 地租および諸税を取りまとめて上納すること
- (3) 戸籍のこと
- (4) 徵兵のこと
- (5) 地所・建物・船舶の質入・書入、あるいは売買に際して奥書加印すること
- (6) 地券台帳のこと
- (7) 町村の幼童就学奨励のこと

- (8) 迷子・捨て子・旅行者の病氣・変死などの時は警察へ報告すること
- (9) 天災などの災難によって窮迫した者を具状すること
- (10) 孝子節婦その他篤行の者を報告すること
- (11) 町村民の印影簿を整理すること
- (12) 諸帳簿の保存・管守のこと
- (13) 官費・府県費による河港・道路・堤防・橋梁・其他修繕保存すべきものについての利害を具状すること

以上のはかに、府県知事・県令または郡区長の命ずる事務を遂行するものとされ、もしその行政事務に過失のある場合は、官吏懲戒令によつて処分するとされた。

なお、こうした戸長の行政事務遂行と合せ厚見・各務・方県郡下の戸長集会が定期的に開かれていた。当地域の場合、毎月八日が組合戸長集会定日で、場所は福光村崇福寺であった。また、組合名称は第十五組であり、城田寺・下土居・上土居・鷺山・正木・則武・長良・福光・雄総・志段見の一〇か村が所属していた。第十五組の総代は下土居村戸長・岩佐祐平と長良村戸長・長村一郎が勤めている。

(料編・近代一史)

官選戸長と連合戸長役場

公選戸長も各村ではなかなか人材が得られず、明治一七（一八八四）年五月、政府は先に定めた「区町村会法」を改正し、三新法以来の町村自治の主体性を弱め、政府の指導性を強化する方策を打ち出した。そして、従来の公選戸長制を廃止し、戸長選任の権を府県知事・県令がもつとする官選戸長の制をとり、併せて町村を

再編成して、戸長の所轄区域の拡大をはかった。これを受けて、本県でも一七年八月二日、「町村会規則」を布告するとともに、戸長の人選を進め、一〇月一日付をもつて官選戸長を任命した。

また、戸長の官選と併せて、戸長の官轄区域の拡大が行われ、同年九月二十五日の岐阜県布達により、従来の戸長役場を廃して、新たに戸長の所轄区域と役場の位置を定めた。ここに連合戸長役場の誕生となつた。当地域の場合、則武村外三か村（正木・下土居・鷺山村）の連合戸長役場が則武村に置かれ、戸長には下土居村の岩佐祐平が任命された。（『岐阜市史』）

則武村外三か村連合戸長役場当時の正木村村議会議員と村委会議長・副議長及び戸長代理用掛名が、同一七年三月一〇日付で、正木・則武両村の岐阜県知事宛に出した「消防組設立願」に出ているので次に紹介する。

村委会議員

山田綱三郎 川口村四郎 白木 新七
山田 龜蔵 川島仁三郎 北川 藤平
議長 戸長代理用掛
山田 与造 梅田浜次郎

当地域の農業

当地域の農業状態は明治一四年の『方県郡町村略誌』中に詳細が記されている。いま、その中から物産関係だけをとりだしてみると、主産物は三か村とも米・大麦・小麦である。三か村の中でも正木・鷺山両村は米に対して麦の占める割合が高い（正木・五四%、鷺山・八〇%）こと、また、両村では粟・黍・稗・蜀黍・蕎麦等の雑穀が多いことや菜種・午房・玉黍麻などの畑作物もみられ、畑作の盛んな地域であることがわかる。これに対して、下土居村は米作の占める割合が七〇%と高く、米作中心の村柄である。その他染料の藍葉が多く栽培されている。

五、鷺山村の成立

方県郡の分割問題 明治二三（一八九〇）年五月、政府は法律第三六号を以て郡制の統廃合について施行上の要旨を訓示して調査を命じていたが、この中に方県郡を廃止して東部を山県郡へ、西部を本巣郡へと二分して編入することが指令された。黒野村外四〇か村（当地域の三）は驚いて、明治二三年九月一七日、内務大臣・西郷従道宛に、つぎのような「郡制施行上ニ付申請書」を岐阜県知事を経由して提出した。

郡制施行上ニ付申請書

岐阜県美濃國方県郡黒野村外四拾箇村

右村々村委会決議ノ上、議員總代及村長連署ヲ以申請ス、
本年五月法律第三拾六号ヲ以郡制ヲ公布シ次テ各府県知事
ヘ之レガ施行上ノ要旨ヲ訓示セラレ、其調査ニ意ヲ用ヒラ
ルルノ深キヲ領承シ、本県知事モ必ス実施ニ適當ナル具申
ヲ為シ、県民ニ満足ヲ与ヘラベシト確信シタリシニ、頃
日、知事ガ分合ニ関係アル町村へ諮詢シタル所ニ依リ推察
スレバ其調査上、当方県郡ハ二部ニ分割シ、東部ハ山県郡
ニ合併シ、西部ハ本巣郡ニ編入シ、本郡ハ全ク廃止スル、
意見ナリ、此ニ於テ郡民一同警愕シ、取敢ヘス書面ヲ以知
事ニ申請シ、本郡ハ独立スルノ至当ナル所以ヲ陳述セシニ、
本件ノ如キハ法令ヲ以定メラル可キ者ニシテ、知事ハ只旨

ヲ承ケ調査スルノミナレハ、此ノ如キ書面ハ受理シ難シト
雖モ、参考ノ為メ預り置キ、追テ其筋ヘ具申書ニハ必ス添
附ス可シト説明アリタリ、然レトモ、事一郡ノ利害ニ闊シ、
延テ村々ニ及ボシ捨置ク可カラサルノ重大事件ニ付、更ニ
各村村委会ノ決議ヲ以テ、別紙意見書ヲ奉呈ス、
右実情御熟察ノ上、本郡ハ独立候様御取斗相成度此段申請
候也

明治二十三年九月十七日

岐阜県美濃國方県郡黒野村村委会員總代

伊藤 太六印
中村 喜平印

以下、村會議員總代名省略。
村名の下、() 数字は村委会員
員總代數を示す。
但当地域の三か村会議員
總代名と組合村長名・助役名
原本通り記す。

下鵜飼村(二)	洞今川村(二)	折立村(二)	安彦坂村(三)	食村(二)	石谷村(二)	右黒野村外七ヶ村組合村長	古市場村(二)	田静三郎印	御望村(二)	交人村(二)	右黒野村外四ヶ村組合村長	岩利村(二)	右安食村外四ヶ村組合村長	高井友三郎印	打越村外三ヶ村組合村長	城寺村(二)	下尻毛村(二)	近藤武吉印	右中西郷村外三ヶ村組合村長	高橋儀左衛門印	七郷村(七)	
中西郷村(二)	中村(二)	中村(二)	佐野村(二)	代村(九)	高井友三郎印	右黒野村外四ヶ村組合村長	藤井小三郎印	右黒野村外四ヶ村組合村長	高橋又右衛門印	坂口太八郎印	坂口太八郎印	坂口太八郎印	坂口太八郎印	坂口太八郎印	坂口太八郎印	坂口太八郎印	坂口太八郎印	坂口太八郎印	坂口太八郎印	坂口太八郎印	坂口太八郎印	坂口太八郎印

この申請書とともに「郡制施行上ニ付意見書」も同時に添付して提出している。その内容は、從来からの黒野村外四〇か村は、戸数（五六八九戸）・人口（二万八六七二人）・役場数（一二）・反別（六七九〇町一反歩余）・地価（一八九万六九六三円余）あり、県下の各郡と比較しても「中等以上ニ位レ」（前掲意）ており、一郡として十分な資格を有し、地勢上は山・川等の天然境界で境いされていて、分割すべきでないし、民情からしても分割した場合、障害がおこるのは必定である。さらに、施政上からみても、黒野村を中心によどまっているので「分割スルノ大害アリテ小利ナキ」（前掲意）

と述べている。この意見書には本巣郡文殊村字新村、厚見郡近島村外九か村、日野村字中河原を含めて独立郡としたい（計五三か村・一四役場、戸数六八三四戸・）との意志表示も具申した。

また、これより先の八月一八日に県知事へ対して、黒野を始め各村の村長・総代が方県郡は地域的にまとまり、資力は山県郡よりもさり、無理をして山県郡に入れても水炭相容ない。「当郡年来ノ素願ハ長良古川改修ニアリ、郡内北部ノ村々ニ至テハ関係ナシト思考スル者モコレ有ルベキト雖モ、一郡中過半ハ関係セリ、素ヨリ一部分ノ鴻益（こうえき）ハ全郡ニ及ボス、倫ヲ俟タス」（付申請書件二）と、長良古川の改修が方県郡年来の願望であり、この村々を分断することは改修の妨害になることを強調した「申請書」を提出している。この申請書に出てくる当地域の村総代は、正木村・川島善吉・桑原新六、鷺山村・森瀬善三、下土居村・川嶋專次郎であり、正木村外二ヶ村組合村長は岩佐祐三郎である。

しかし、方県郡全部が同調しておらず、長良村・栗野村・河渡村組合三役場（一二か村）はこれに対し反対陳情を出している。長良村の反対理由は、独立の場合には郡役所が黒野に置かれる可能性があることを推測し、位置的不便を考えて反対しているが、その根拠は知事が伊自良村以東を山県郡へ組み込み、郡役所を長良村に指定する旨を本省へ具申しているためと思われる。結果的にはこの方県郡廃止反対運動も実らず、明治三〇（一八九七）年四月の郡村改正によつて、古代からの方県郡はなくなり、新設の稻葉郡へ編入されたのである。（および「黒野史誌」方県郡の消滅の項参照）

正木村他二か村組合役場の成立 明治二一（一八八八）年四月一七日、市制及び町村制が頒布され、翌二二年四月一日府県知事の具申にもとづき、町村制については内務大臣の指揮によつてそれぞれの施行をみた。この町村制の施行に先立つて全国的に町村の合併が断行された。

この町村合併は、明治以来行われた町村合併との関係において、二つの点で従来例をみないものであった。一つは、

合併の規模が非常に大きかったこと（明治二二年末に合併で七万一、三一四町村あったもののが同二三年末には一万五、八二〇町村に減少した。）、もう一つは従前の合併が単に町村の経費を節約して人民の負担を軽くすることに眼目が置かれたことに對し、今回は自然聚落的町村を全面的に再編成して有力な自治体に組成し、これに近代自治行政の責任を負わせようとする意図があつた。

明治二一年二月、山県内務大臣は、府県知事を東京に集め、町村制市制講究会を開いてつぎのような演説を行つた。

……今市制・町村制を設くるは地方の自治及び分権主義を実行するに在り、自治分権の法を施すは即ち、立憲の制において國家の基礎を鞏固にする所以のものなり、けだし町村は自然に部落に成立ち、百般の政治悉く町村の事務に係る

らざるものなし、今や中央政府の制度を整理するにあたり、これに先き立ちて地方自治の制を立てんとするは目下の急務なり……（『岐阜県町村合併史』自治民政資料）

県においても、二一年六月一三日付の町村制施行に関する内務大臣の訓令に基づいて、各郡長を招集して趣旨の徹底をはかり、その実施について必要な方法を指示した。

明治二二年市町村制を実施したもの、各町村の資力は不均衡であるばかりでなく、その中には独立の資力のないもののが多かつたので、便宜上組合町村を設け、何村外か村組合役場の名称のもとに自治的に町村制を施行させたものが多かつた。当地域の場合も、前述したように、明治一七年の則武村外三か村（正木・下土居・鷺山村）の連合戸長役場から、明治二三年一月、正木村他二か村（鷺山・下土居村）組合村を設け、正木村心洞寺に組合役場を置いた（「鷺山市橋氏まとめ」）。そして村長は下土居村の岩佐祐三郎が任命された。明治二八年一二月六日の『岐阜県公報』（県歴史資料）第三六号に「方原郡正木村外二箇村組合助役・神谷形次」が県より助役に認可された記事がみられる。

郡廢止と郡界変更 明治二三年の郡制施行後、県は着々新郡町村の編成のための調査を進め（方県郡の分割問題）成案を得て

朕帝国議会の協賛を経たる岐阜
県下郡廢置及び郡界変更法律を
裁許し、茲に之を公布せしむ

御名御璽

明治二十九年四月十八日

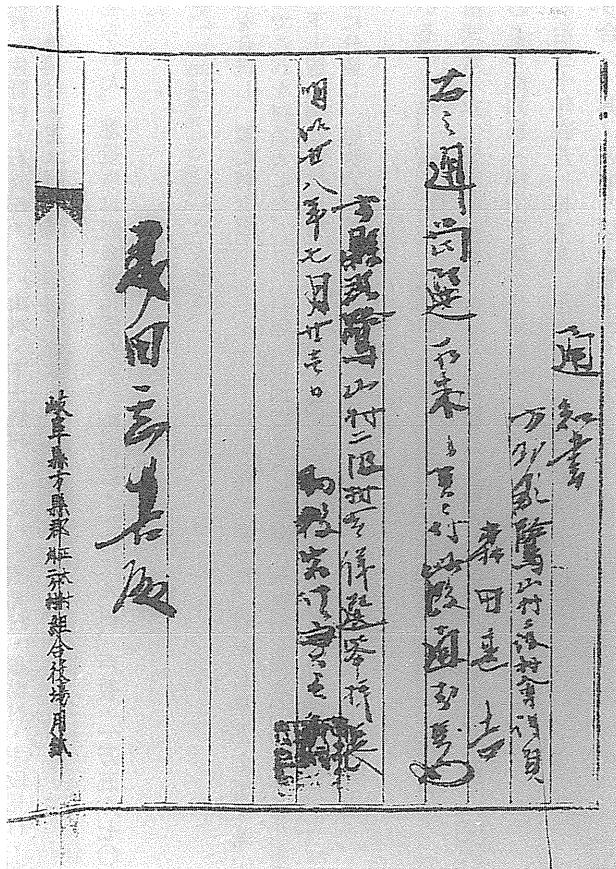
内閣總理大臣 候爵 伊藤 博文
内務大臣 伯爵 板垣 退助

る郡では、厚見・各務両郡と方県
郡の一部をもって稻葉郡の新設と
なった。つぎに、稻葉郡に含まれ
る、旧方県郡関係の村々を別記す
る。勿論当地域の三か村（正木・
鷺山・下土居村）は稻葉郡に所属
することになった。

木田村・下尻毛村・黒野村・下鶴飼
村・御望村・洞村・交人村・折立

これを内務省に内申した。これにより、明治二九（一八九六）年四月一八日、「岐阜
県郡廢置及郡界変更法」が公布された。（『岐阜県史』
通史編近代上）

そして、翌三〇年四月一日から郡制の施行をみた。その状況は、当地域にかかわ



鷺山村 2 級村會議員當選通知書（森田操氏提供）

村・今川村・古市場村・安食村・彦坂村・佐野村・石谷村・
岩利村・打越村・城田寺村・上土居村・椿洞村・正木村・鷺
新設の稻葉郡長には浜口真澄が任せられた。郡役所は岐阜市に置かれ、町村数・一町二八村、戸数・一万五六七〇戸、
人口・八万三一七一人の規模であった。

鷺山村の成立

『岐阜県町村合併史』

(岐阜県地方課編昭和三六・一一・一)によれば、

「方県郡正木村・下土居村・鷺山村を合併し、鷺山村を置く。鷺山はこの区域中著名であったのでこれを村名とした。正木は名古屋藩と笠松郡代に分属し、下土居は笠松郡代に屬し、鷺山は大垣藩と名古屋藩土石河家に分属し、明治六年第

七大区十六小区であった。同十七年下土居・鷺山は打越・(正木の間違)則武とともに組合戸長役場を置き、同二十二年正木・下土居・鷺山の三か村は連合して組合村役場を置いた。」

と鷺山村成立にいたる沿革を記している。また、「鷺山史稿」(前掲市)には、「明治三拾年四月、町村制実施セラレ、鷺山村ト改称シ、大字正木字山本千五百拾弐番ノ六(山上)ニ役場ヲ置ク」と簡単な記載がみられる。『岐阜県公報』(県歴史資料館藏)では、岐阜県告示第五十八号につぎのように知事・樺山資雄が告示している。
町村制第四条^ニ依り、各郡町村中明治三十年四月一日ヨリ、左ノ通り廃置分合ス
方県郡正木村・下土居村及鷺山村ヲ合シ、其ノ区域ヲ以テ鷺山^{さき}山村ヲ置ク。

六、濃尾大地震と二九年の水害

濃尾大地震の概要 明治二四年一〇月一八日の早朝に起つた濃尾大地震は、美濃・尾張に言語に絶する大被害を与えた

た。この大地震の激震区域は約一万一、〇〇〇平方キロメートルにおよび、震源地である根尾村水鳥には大断層が発生した。この地震によつて多数の人々が死傷し、家屋が倒れ、堤防や道路が崩壊したが、美濃だけでも死者四、九九〇人負傷者一万二、七八三人、家屋の倒壊約八万五、〇〇〇戸に達した。また朝食の炊事の時刻にあつたため、各所で火災が発生し、約四、六〇〇戸が全半焼した。

河川も木曽・長良・揖斐三川とも大きな被害を受け、その復旧は第一工事と第二工事に分けて行われたが、膨大な被害箇所を、第一工事は三大河川とこれに連続する支派川の受堤およびその桶管工事などを復旧するもので、その復旧には一四〇万円を要した。堤防はそのほとんどが明治二四年度内に、護岸、桶管は一ヵ所を除き二五年度内に完了した。

第二工事は第一工事以外の河川の復旧、および道路・治山などの復旧で、その復旧には約二〇八万円を要した。このうち治山・治水関係は約七五パーセントをしめ、第二工事は二五年度までに完了した。

震災土木復旧費

第一工事 一五〇万円

第二工事 二〇八万一、一五四円六七錢

計 三五八万一、一五四円六七錢

復旧費は勅令第二〇五号および第二四七号で下付された。

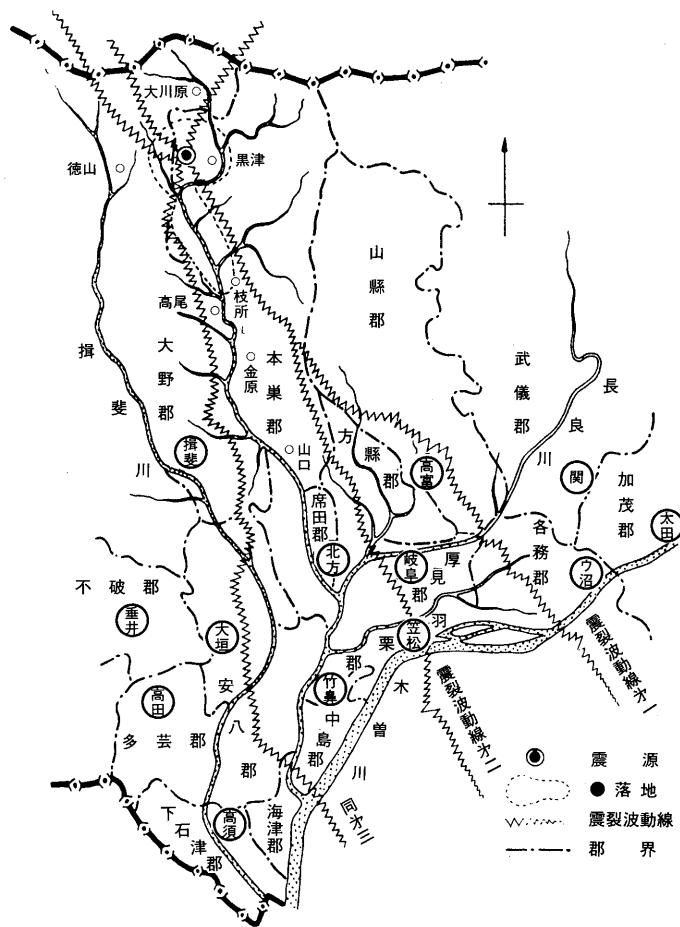
大地震と被害状況 濃尾大地震は、明治二十四年一〇月二八日午前六時三七分一一秒におこり、濃尾地方に大惨害をもたらした。地震は同日午後一時五五分から以後一〇月末までの四日間に烈震四回・強震四〇回・弱震六六〇回・微震一回・鳴動一五回の多きを数えた。

最初の烈震で西濃地方は

特に甚大な被害を受け、土地は陥落や隆起または崩壊などをおこし、井戸水は涸れたり又は水を噴きあげた。また堤防・道路・橋梁・家居・河川・用悪水路・溜池なども、いたるところで破壊・陥落・隆起・亀裂・埋没・倒壊などを生じた。

被害の激甚だったのは震裂波動線にあたった地方であるが、方県郡の一般被害は左記の通りである。

総人口は二万九、三四六
名で死亡者は压死三二六
名・焼死一名、計三二七名。



震 裂 波 動 線 図

負傷者は一、〇七一名。総戸数五、九五二戸のうち全潰・三、一一三戸、半潰・二、八二八戸、全焼二戸・半焼三戸の計五、九四六戸。その他の建物として全半潰二、三三三戸、全半焼一戸の計二、三三五戸となつてゐる。

森田草平の記す地震

森田草平は濃尾大震災を体験して次のように書いてゐる。

「この朝よ、大凶変の前には恒にありといふ物凄き静穏は空氣を占めて、稍に微かなる戰ぎだになかりき。朝早きが農夫の常なれば、夫は既に圃に行き、妻は織り残したる機に凭りたる頃、地下に遠雷の如き響轟きて、陰風さと吹上ぐるよと見れば、坤軸二つに裂けて、立上がる土埃の中に、在りとある建物草の躰くが如く倒れぬ。

次いで大焦熱大叫喚の幕は落され、人の魂切る声、救を求むる叫び、四方に起り、母を喚び子もとめて逃げまどふさま面を向く可からず。

地は絶えず波の如くに揺れたれば、足の溜る匂くもあらぬを、暫しなりとも命助からんと思ふ心を一つにて、僅に生残れる村人はわななく膝を踏み緊め、足弱の手を引き、負傷せし者を背負ひて、争ふて村はづれの丘の麓なる竹藪の中に避けたり。

こは此村の先祖の、そこに横れる墨々たる土饅頭の下に眠ると、一つには村の中の井といふ井は、尽く水涸れたれど此塁城の片隅なる閑伽酌む古井戸のみ、尚元の如く清水を湛へたればなり。　（中略）

其中に年若き女の、息絶えたる幼児の散りたる葩のやうに色褪せたるを、抱き緊めくして搔き口く説くさま心も狂へるやう。

（中略）

小さき席を槐の大樹の根下に敷きて、我母弟を抱きて伏し玉へば、我は其背に手を掛け凭れぬ。この年の夏父を喪ひたれば、今この天災に遭へる寡婦と其子等の寂びしさを察し玉へ。「地震」（筆名・二十五絃）「明星・卯歳第四号」（明

三六・四)

明治二九年の水害 明治二九年七月二〇日の水害は県下に豪雨があり河川の氾濫^{はんらん}、山岳地の崩壊などの被害があり、死者四九人、一九万人がたき出し救助を受けた。

明治二九年九月八日より一日の風水害は西南濃に被害が大きく、死者一五八人、二七万人がたき出し救助を受けたとの記録もある。

明治二九年七月一九日朝九州南方の沖に接近した低気圧は、東海岸の沖にあつた高気圧のために進行を阻止せられて大きな移動はなかつたが、二〇日午後には気圧は七四八ミリに下り、引続き同方面に停滞したため、各地に大雨を降らせ、岐阜地方では一九日夜半より降雨は連續し、二〇日・二一日は豪雨となり、二二日になり各河川ともに大出水を見に至つた。雨量は中津二五七ミリ・御嵩^{みだけ}一六六ミリ・太田一二〇ミリ・笠松二六五ミリで、水位は松枝六・六七ミル、駒塚七・二七ミルとなつた。このため、木曾・長良・揖斐、その他大小の諸川はことごとく氾濫し、堤防は至るところ欠潰し、各論中に氾濫したのみならず、被害は激甚であつた。被害の区域は一市二六郡に及び堤防の欠潰しないものはわずかに加納・森部・牧の三輪中のみで、他はことごとくきれ、浸水した。被害は死者四九人、流失家屋九一九戸、崩壊家屋四、〇六四戸、床上浸水一万一、二二〇戸に及び、炊出し救助を受けた者は一九万人に達したといわれる。

明治二九年八月三〇日の暴風雨後天気は一時平穏になつたが、九月四日に至つて新たに低気圧が朝鮮海峡に発生し、五日に瀬戸内海に副低気圧が現われ、九日まで同地方に停滞したため、各地方とも引続き大雨となつた。岐阜地方では四日以来漸次不穏の天候となり、四日・五日は曇天で雨量は少なかつたが、六日午前より降雨は断続し、午後に至り激しい雷雨となり、夕方になり降雨はやや衰えた。しかし夜半より豪雨となり雷雨はすさまじく、七日未明に及んで雷は

やうやくおさまったが、雨量は衰えず、午前七時頃再び豪雨となり、八日に二〇三・七ミ、九日に一九九ミ、一〇日に一〇五ミ。六日より一〇日迄の連続雨量八六八・六ミとなつた。そのうえ、一〇日まで停滞した低気圧は、同日夜九州南方の沖に到達し一〇日午後二時四国沖に達し、同夜紀伊西部に上陸した。近畿地方を北東に走り、一二日朝佐渡沖に抜けたため、この地方では一一日夜半より一二日朝まで烈しい風雨となり、水災の被害を一層大きくした。雨量は中津三八六ミ、御嵩四〇八・一ミ、太田四一九・二ミ、笠松二二六ミ（入水のため七日以後欠測）となり、また水位は、松枝六・七六トル、駒塚六・七六トルとなつた。西濃地方は七月の洪水の復旧前であつたため、被害は一層激化され、堤防は各所が切れ、死者五八八人・流失家屋三・七三八戸、崩壊家屋五、三七七戸、堤防の決潰二、二四五カ所に及んだ。一日の暴風雨は一層災害を大きくし、炊出し救助を要した者二七万人に達した。

（明治二九年七月二三日大阪朝日新聞）

県史によれば方県郡は長良・伊自良・鳥羽・板谷川の堤防欠潰や山崩れによる渓流奔溢のため、厚見郡より一層甚しい惨状を呈し、農作物は水腐し収穫は皆無となつたとある。

本災害の特徴的なことは、記録的な大雨による破堤、洪水・排水不能による湛水が家屋の浸水・田畠の埋没等に及び人々の生活の基盤を大きく脅かしたことである。水害は全域にまたがり、長良川北地域では家屋の罹災率も高く田畠の冠水も甚大であった。

「長良川北（島・木田・黒野・方県・則武・鷺山・常磐・長良）の八カ村は、古来長良川・長良古川・長良古々川、鳥羽川・伊自良川・板取川及び根尾川等に関係があり、往古より洪水の氾濫、悪水の排除に困難な地域で、しかも長良川扇状地と、北部山間部から流れ下る諸河川の扇状地が複合し、河川の乱流状態を招き易い地形にあり、且つ北から南

流する中小河川は、いずれもここで長良川に合流する。そのため通常においても浸水・滯水の被害をこうむる。まして出水時には溢水・湛水の被害は大であった。

明治五年洪水による切所箇所（現岐阜市域）

川・長良古々川	郡上川	郡・村・大字名
〃	稻葉	山県・巖美・加野
〃	・	・
鷺山	芥見	春近・世保
正木	芥見○	溝口
古津	岩田○	(2)
志段見	岩田○	
雄総	長良	
福光	長良	
(2)		

屋川	境川	長良・長良古	
稻葉	稻葉	本巣	島・近ノ島・則武
木田	南長森	合渡	菅生
黒野	・	・	寺田
木田	・	・	(2)
(2)	・	・	(2)
黒野	・	・	
木田	・	・	
黒野	・	・	
木田	・	・	
(2)	・	・	
稻葉	厚見・領下	河渡	
木田	・	・	
黒野	・	・	
木田	・	・	
(2)	・	・	
稻葉	生津	曾我屋	
木田	合渡	一日市場	
黒野	・	・	
木田	立会	立会	
(2)		(2)	

計	その他	戸羽川	伊自良川	旦川	板
41 大字	山県・岩野田・三田洞	稻葉・常磐・椿洞	稻葉・黒野・折立	稻葉・鷺山・正木	本巣・七郷・東改田

○印は長良川左岸
岐阜県治水史

第二節 明治期の鷺山村

最初にお断りしておきたいが、この項は、岐阜市合併（昭和一）以前の旧鷺山村役場資料が皆無といってよい状態であり、そのために記述の方法としては、当時の『県公報』（県歴史資料）・『岐阜市史・近代編』（岐阜市）を中心資料とし、その他、旧鷺山支所に若干残っていた資料（鷺山史稿および稲葉郡役所へ毎年提出した鷺山村統計一覧表）および当時の新聞から鷺山村関係を抜き出して記したので、資料の残存度により、内容に筋粗があることをご寛容いただきたい。

明治期の村長・助役・収入役 明治三〇年四月、鷺山村が成立当時の村長は森瀬善三、助役は山田新七、収入役は岩佐有次であった。このうち、村長・助役の就任月日は七月一七日で同じであるが、収入役だけが八月七日と若干ずれている。この他に、税務・勧業・兵事等を掌つた職員や使丁等がいたと思われるが不明である。

初代村長の森瀬善三は同年一二月二二日に退職したことが、県公報第一四五号（明治三一）の「町村長退辞職ノ部」に載っている。その後任として助役の山田新七が翌三一年九月、村長に昇任した。そして空席となつた助役に森瀬景夫が、同年九月二二日に任命された。しかし、県公報による認可日は一〇月五日である（県公報第三一八六号）。この森瀬助役も任期はわずか半年間で翌年二月一日に辞職した（県公報第二〇〇号）。後任助役は収入役の岩佐有次が四月二二日昇任し、五月一一日に助役認可がなされた（県公報第三二四号）。また、後任収入役は森田源八が同年六月一二日に就任した（史稿）。明治三四（一九〇一）年発行の「岐阜県職員録」（県公報第三〇四号附録）に、「鷺山村長・名譽・山田新七」とあり、村長が無給であったことがわかる。山田村長は同三五年四月一八日に退職している（県公報第三五九号）。後任がなかなかできず、翌三六年の「岐阜県職員録」（県公報第三九七号附録）に

は「鷺山村長・名譽・欠員」と載つており、再び前村長の山田新七が同年四月四日に就任した。県公報「町村長認可ノ部」(県公報第41号)でみられる。同三年には助役・岩佐有次が退職(県公報第46号)し、後任に北川千太郎が同年八月九日就任した(史稿)。さらに収入役の交代もあり、県公報・第四二七号・「収入役認可ノ部」に岩佐岩太郎が同年七月七日認可された。なお助役は有給であった。(県公報第四一六号)収入役についてもおそらく有給と思われる。

その後、毎年発行される「岐阜県職員録」に、「鷺山村長・名譽・山田新七」が同三七・三八年と続き、同三九(一九〇六)年には「鷺山村長・名譽・岩佐有次」とみられることから村長の交代があつたことがわかる。その後、岩佐村長は同四〇・四一・四二年と就任(県公報「岐阜」)、同四三年四月二三日、県公報・「町村長退職ノ部」に「稻葉郡鷺山村・名譽・岩佐有次」とあることから退職したことがわかるが、再び同年五月五日、県公報・「町村長認可ノ部」に同人名がみられるところから村長に就任したのであるが、この間の事情は不明である。おそらく、村長在任期間が長くなると、「名譽」職のため、經濟的・家庭的に皺寄せがあつたものと考えられる。その後同人は翌四四年・四五年にも「岐阜県職員録」に「鷺山村長・名譽・岩佐有次」とあって、明治期の鷺山村長としては最も長年月在職し、鷺山村行政に貢献したのである。

この間、助役は北川千太郎のあと岩佐岩太郎が明治三八(一九〇五)年九月一日就任し、翌三九年三月一七日に北



古川・古々川・井川の三川分流

所蔵 岐阜県立図書館(天野敬也氏提供)

川松太郎と交代した。つづいて同年九月一〇日に森崎林松が助役に就任、その後同人は、同四年九月二〇日まで五年間^{〔史稿〕}在職している。（「鷺山」）

収入役については、岩佐岩太郎が明治三八年四月退職し、その後任に同年四月一二日、森田源八が就任し、翌三九年八月一五日に同人が退職後、同年八月一八日に桑原新吉が就任した（〔県公報第〕五八四号）。桑原収入役は約一か月余で同年九月二〇日に川島俊次郎と交代し、以後同人は明治四一（一九〇八）年五月一日、県公報「収入役認可ノ部」に山田喜作名がみられるまで、約一年半にわたり在任した。山田収入役は在任期間約半年で同年一一月二七日、山田千次郎に交代し、明治四五年三月二九日岩佐憲が収入役に就任するまで約三年半にわたり在職している。

明治期の村長・助役・収入役の在任期間をみてみると、村長交代が三名に対し、助役の交代は七名、収入役は九名であり、鷺山村成立後、明治四五年までの一五年間に、村長就任期間は平均五年と長期間であるが、助役は約二年、収入役は約一年七か月の平均任期で、理由の如何にかかわらず、鷺山村の初期行政が不安定であったことが想像される。

鷺山村統計一覧表 前述したように、鷺山村役場資料が残存していないところから、村長・助役・収入役の交代状況は「県公報」を中心みてきたが、その他の状況については全く手がかりがなく、たまたま、旧鷺山村役場の永年保存として「統計一覧表」が旧鷺山支所へ引き継がれ、支所統合により日光事務所に保存されていたので、明治期のその他の状況は、この「統計一覧表」を基に述べていくことにする。ただし、これも明治期は四二・四三・四四・四五年度しか残存していない。「統計一覧表」は、毎年当該村から当該郡役所へ報告したもので、鷺山村の場合、稻葉郡役所へ提出している。内容は大項目が土地・戸口・農業・牧畜・蚕業・林業・鉱業・水産・工業・商業・金融・交通・教育・寺社・

衛生・兵事・救恤褒賞・貯蓄・議会・財政・財産・公課・町村吏員・組合及勸業諸会・諸団体の二六に区分し、それぞれの大項目を中心・小項目に細分している。たとえば土地の部でいうと、中項目が地勢・面積・官有地・民有地・土地売買価格・気象に分かれ、小項目では官有地の下に御料地・内務省所管ノ地・其ノ他ノ官有地、民有地では有租地・免租地と二分し、有租地を地目（田・畠・宅地・山林・原野・其ノ他）に分類し、それぞれの反別と地価を記している。また、土地売買価格では田・畠・宅地に分類し、上・中・下に分け、標準地・地価・売買価格を記入するようになっている。気象では温度（平均・最高・最低）・降雨日数・日照月数・最多風向に分けてある。故に、これから記述は、明治後期の四〇年

民 有 地 一 覧 (明治42~45)

年度		42	43	44	45(大正1)
民 有 地	田	922 ^反	909 ^反	909 ^反	909 ^反
	地 価	43,444 ^円	42,860 ^円	42,992 ^円	42,987 ^円
	畠	898 ^反	889 ^反	889 ^反	892 ^反
	地 価	32,234 ^円	22,060 ^円	21,875 ^円	21,965 ^円
	宅 地	123 ^反	123 ^反	(37703 ^反)	122 ^反
	地 価	6,139 ^円	6,170 ^円	(14,414 ^円)	13,964 ^円
	山 林	147 ^反	151 ^反	176 ^反	175 ^反
	地 価	1,499 ^円	1,380 ^円	1,220 ^円	1,215 ^円
	原 野	120 ^反	126 ^反	125 ^反	125 ^反
	地 価	106 ^円	110 ^円	125 ^円	109 ^円
	其 の 他	23 ^反	33 ^反	34 ^反	34 ^反
	地 価	95 ^円	90 ^円	11 ^円	11 ^円
地 目 合 計		2,233 ^反	2,231 ^反	2,133 ^反 (37,703 ^反)	2,257 ^反
地 価 合 計		73,517 ^円	72,670 ^円	66,223 ^円 (14,414 ^円)	80,251 ^円
免 租 地		43 ^反	43 ^反	42 ^反	43 ^反

(注) 「鷺山村統計一覧表」より作成

代を、項目別に表示し、それを基にして述べることにする。

明治後期の土地状況 明治四二（一九〇九）年の地勢を「本村ハ郡ノ稍西北ニ位シ、村ノ中央ニ孤山アリテ、其他ハ概不平坦ナリ、而シテ東ハ長良村ニ接シ、南ハ長良古川ヲ隔テ、則武村ニ界ス、西ハ伊自良川ヲ隔テ黒野村、及北ハ鳥羽川ヲ隔テ、常磐村ニ界ス、土地ハ肥壤ニシテ、農作物ニ適シ、村民挙テ農作業ヲ営メリ」（（○）の注釈）と、同年の「鷺山村統計一覧表」に付記してあり、翌四三年も同様の記述である。ところが四四年は、「本村ハ低キ平地ニシテ、中央ニツノ小山アリ、東ハ長良村ニ、南ハ長良古川ヲ隔テ、則武村、西ハ旦川ヲ隔テ、黒野村ニ、北ハ鳥羽川ヲ隔テ、常磐村ニ境ス」とかわり、同四五年（大正元年）は「本村ハ正木・下土居・鷺山ノ三大字ヨリ成リ、東ハ長良村、南ハ長良古川ヲ以テ則武村、西ハ伊自良川ヲ以テ黒野村、北ハ常磐村ニ界ス、中央ニ孤山アリテ、其ノ周囲ハ何レモ平坦ナリ」とあり、記述内容は鷺山と村をとりまく長良古川・鳥羽川・伊自良川（てつ旦川）など川のこと、東西南北に接する長良・常磐・則武・黒野村と、土地が平坦であり、農作業を生業としていることをあげて、大同小異である。面積はいずれの年も同じで、「二百七十一丁二反」、広袤「東西二十二丁五間・南北十丁十四

土地売買価格表

宅地			畠			田			標準地	地価	売買価格
下	中	上	下	中	上	下	中	上			
正木ハ坂ノ戸	土居ハ仙道	鷺山ハ仙道	下土居ハ下野	鷺山ハ市場	正木ハ内免	鷺山ハ中珠	正木ハ操舟	五三円	七九銭	三〇〇円	
四四	五四	五二	五五	六一	三三	八三	三五		二八〇		
一一	一二	一二	一二	一二	二一	三六	一〇	六八	二五〇		
									二三〇		
									二〇〇		
									一八〇		
										二八〇	
											三〇〇

（注） 「鷺山村統計表」による。

間」とある。官有地は御料地は無く、内務省所管の土地が四二七反、其の他の官有地・九反の計四三六反とあり、どの年次も変化はない。民有地については年次によつて若干の違いがある。

土地売買価格は表のごとくであり、どの年次も同じである。

最後に気象状況であるが、四二年は、一か年平均温度は一四度、最高温度・三六度一分、最低温度は氷点下六度六分である。降雨日数は一四七日、日照日数は一一九六時間、最多風向は北東となつてゐる。翌四三年は、温度・降雨日数・日照日数・最多風向とも全く同じ記載である。四四年・四五五年は気象の項目についての記載はない。

明治期の戸口

明治四二年から同四五年までの戸口状態はほとんど変化はみられない。若干増えぎみといえよう。また、人口動態では、他所へ出る者が四二年・男一二一人・女七五人、四三年・男一二六人・女七八人、四四年・男一一九人・女七二人、四五年・男一〇人・女七四人であり、これらは他所への寄留人たちと思われる。これに対して、他から入村する者は一〇人内外であり、結婚が主であった。出生状況は四年間の最高が四四年の九〇（男五〇・女四〇）人、最低が四五年の三一（男一七・女一四）人で、そのうち死亡率が約五〇%近くにのぼつてゐる。

鷺山村の戸口 (明治42~45)

項目 年次	本籍人		計	現住人		計	戸数							
	男	女		男	女									
42	807	人	817	人	1,624	人	688	人	743	人	1,431	人	266	戸
43	817		827		1,644		697		753		1,450		264	
44	833		852		1,685		721		784		1,505		264	
45	841		850		1,691		739		780		1,519		266	

(注) 「稲葉郡鷺山村統計一覧表」より作成。

つぎに、職業別
の戸口は年度によ
り、それほどの差
異はないので、明
治四年を表示す
る。江戸期と同じ
く、農作業が中心
となっている。注
目すべき点は、副
業に養蚕業を営む
家が、本業の約半
分以上であること
であり、詳細は別
項で後述する。
耕作地の状態を表
明治期の農業
よりみてみると、

鷺山村職業別戸口一覧表 (明治43)

種別	戸数		人口					
	本業	副業	本業			副業		
			男	女	計	男	女	計
農作業	戸 251	—	人 658	人 726	人 1,384	—	—	—
園芸業	—	戸 4	—	—	—	人 4	人 8	人 12
養蚕業	—	戸 234	—	—	—	人 585	人 652	人 1,237
茶業	—	—	—	—	—	—	—	—
林業及狩猟業	—	—	—	—	—	—	—	—
牧畜業	—	戸 104	—	—	—	人 104	人 158	人 262
漁業及藻業	戸 1	戸 4	人 2	人 1	人 3	人 10	人 12	人 22
工業	—	戸 14	—	—	—	人 20	人 37	人 57
商業	戸 3	戸 30	人 5	人 7	人 12	人 80	人 87	人 167
公務及自由業	戸 5	—	人 14	人 16	人 30	—	—	—
其の他	戸 4	戸 5	人 11	人 10	人 21	人 9	人 7	人 16
無業及職業不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
計	戸 264	戸 395	人 690	人 760	人 1,450	人 812	人 961	人 1,773

(注) 「稻葉郡鷺山村統計一覧表」より作成。

四二年の耕作田・九〇九反、耕作畠・八八九反で農業戸数は二六六戸、その内訳は自作兼小作が最も多く、自作・小作はほぼ半々の状態である。翌四三年から集計方式がかわり、その明細は、自作田・一〇八反、小作田・七二九反、自作畠・二八〇反、小作畠・六〇九反である。農業戸数は自作農六〇、小作農七〇、自作兼小作一二一戸であるが、四五年になると、自作・小作農が減少して自作兼小作農が大幅に増加している。

つぎに四三年の農作物の収穫高・価格・単価を表示してみる。

主産物は米であり、明治三〇年代後半からの県の

積極的な産米改良等により、米の品質改良が図られた。この時期、岐阜県下約六万町歩の水田のうち、飛驒と美濃山間部を除く諸地方から「販売米」が産出され、その大部分は「美濃米」として東京・横浜・京都・大阪・名古屋などへ移出されていた。この県外へ移出される「美濃米」の量は、毎年百万俵、約二五万石内外に達していた。
(近代・中・岐阜県史)

美濃米の品質維持のため、県は郡役所や町村役場にあてて、左記事項を普く実行せしむることを訓令した。(県訓令八

○号)

鷲山村の耕作地状態 (明治42~45)

年次		42	43	44	45
耕作地	自作	909 反	108 反	202 反	202 反
	小作		729	707	707
畠	自作	889	280	280	280
	小作		609	609	612
農業戸数	自作	76 戸 69 (田) 69 (畠)	60 戸	55 戸	29 戸
	小作	65 (田) 75 (畠)	70	63	31
	小作兼	125 (田) 122 (畠)	121	147	190
	計	266 (田) 266 (畠)	251	264	250

(注) 「稻葉郡鷲山村統計一覧表」より作成。

鷺山村の農作物一覧表

(明治43)

農作物	収穫高	価額	単価(1石につき)
米(糯・梗)	988(梗)右 275(糯)	11,856円 4,125	1円20銭 1円50銭
麦(大・小麦・裸)	1,210(大小麦) 16(裸麦)	6,655 96	5円50銭 6円
大豆	8	88	11円
小豆	3	39	13円
大豆	—	—	—
蚕豆	—	—	—
粟	2	16	8円
稗	—	—	—
黍	12	108	9円
蕎麦	11	74	7円
蜀黍	8貫	64	8円
玉蜀黍	—	—	—
甘藷	3,720貫		
馬鈴薯	—	—	—
里芋	3,400貫	170	5銭
蘿蔔(大根)	15,000	300	2銭
胡蘿蔔(人じん)	32,500	390	12銭
牛蒡	3,500	420	12銭
南瓜(かぼちゃ)	5,500	330	6銭
葱(ねぎ)	500	40	8銭
茄子(なす)	3,500	170	5銭
菜種	211石	1,899	9円
葉藍	350貫	105	30銭
実棉	—	—	—
計	2,047石 67,978貫	41,259円	

(注) 「稻葉郡鷺山村統計一覧表」より作成。

- 一 稲ノ適度ニ熟シタルトキハ速ニ之ヲ刈採ルヘシ
 二 米ノ乾燥方法ハ左ノ各号ニ拠ルヘシ
 イ 刈リ採リタル稻ハ架干ト為シ拔キ落シタル後充分ニ
 乾燥スヘシ

口 土地ノ状況ニ依リ稻ヲ架干ト為シ難キトキハ拔キ落
 シタルトキノ糲ヲ充分ニ乾燥スヘシ

三 米穀ハ丁寧ニ調整スヘシ

四 一俵ノ容量ハ四斗二升トスヘシ

五 俵裝ハ完全ニスヘシ

六 一俵中ノ米ハ成ルヘク一種トスヘシ

このような品質管理は、おそらく鷺山村役場を通して各

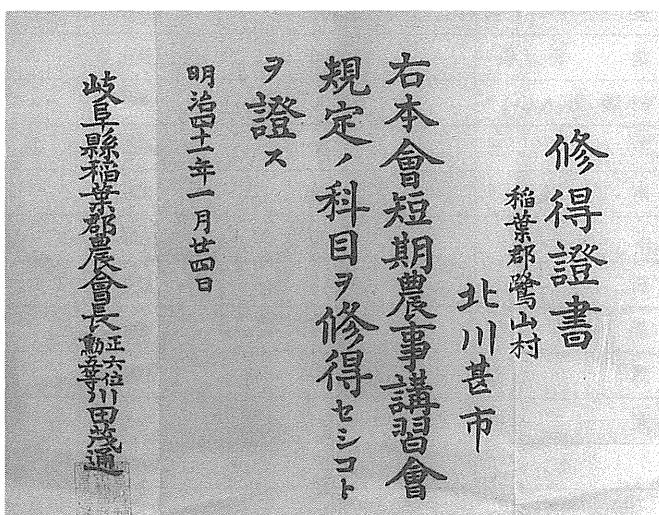
農家へも徹底されたと思われる。事実、四五年の粳収穫高は一〇六四石と収穫高の増加がみられ、各農家が生産に励んだことが分かる。

そのほか、鷺山村の農作物で著しいのは、蘿蔔（大根）

と胡蘿蔔（にんじん）・牛蒡・南瓜・茄子の野菜類である。

これらは現在と違い、近くの岐阜市・長良・高富などの町

へ販売されたものであろう。さらに、明治前半期に盛んに栽培されてきた棉・藍・菜種・煙草・麻などの旧幕期以来の商品作物は鷺山村でも減少している。



農事講習会修得証書（北川万平氏提供）

つぎに、四三年の果実生産状況は、梅・桃・柿・梨・密柑・栗・枇杷・銀杏・葡萄などが栽培されており、六五斗と一五〇貫の収穫高であった。中でも柿の生産高が最も多く、九二貫・一八円の価額であるが、価額の点では梅の六石・三六円が一番高い。最後に、茶業や耕地整理についての記述はみられない。

養蚕業と養鶏業

農家の副業として、鷺山村では養蚕業が盛んに行われていた。これは、わが国の製糸業の発展とかわりがある。即ち、日露戦後の勝利で海外市場が拡張したことによる。四三年の養蚕戸数は、春蚕・二五七戸、夏蚕・二一五戸、秋蚕・二二〇戸であり、掃立枚数でいうと、春蚕・二七〇枚、夏蚕・四一〇枚、秋蚕・四五〇枚で、秋蚕の枚数が最も多い。これは、春・夏蚕飼育が稻作の田植・除草という農繁期と重なり、家族労力を中心にした農家經營では、当然の傾向であった。また、収織額は繭・五八二石、玉繭・四二石、屑繭・四一石である。桑園の面積は二八一反とほかに見積反別として一二〇反があり、これは、長良古川筋の河原を利用した桑畠と思われる。

つぎに、副業として多い養鶏業についてみてみる。養鶏業を営む農家は四三年で一三戸、四五年で一五二戸である。飼育数は成禽四〇四、雛二九一の計六九五で、産卵数は四万四五三〇個である。四五年の産卵数は四万四九〇〇個であり、養鶏戸数に比べて比較的少ない、農家の副業として養鶏業が成りたつのは、一つは岐阜市をはじめ近在の町で需要があつたことで、現金収入が得やすいことや、いま一つは飼料としての穀物が栽培され、割安に飼育ができたことなどによる。(数字は「鷺山村統計」による。)

林業と水産業

四三年の林産物は、主産物が薪炭材・一三〇〇尺貫、竹材・八〇束である。副産物としては木炭・樹皮・革類・石類はなく、竹皮が四八束ある。これらは他の年次もほぼ同じであり、主として鷺山と関係がある生産物である。

四三年の水産業状況は漁戸・五戸、漁業者二五人、漁獲物と三〇貫、価額にして五五円となつてゐる。四五年は漁戸・九戸、漁業者三三人、漁船二で、漁獲高は三七貫、その価額は一二七円である。やはり、長良古川・鳥羽川・伊自良川に接する農村として水産業が存在することは当然といえる。(数字は「鷺山村統計一覧表」による)

工業他その他の産業と交通 四二・四三年の工産物の欄には何も記載がないが、四四・四五年的同欄には畳糸・一九〇貫、五七〇円がみられる。この時期に畳糸を製造していた家が本業・副業あわせて四四年・一六戸、四五年・五三戸あり、これの製造にたずさわつたものであろう。(数字は「鷺山村統計一覧表」による)

商業・金融面で、会社・銀行・質屋・市場・郵便為替等の欄にはいずれの年も記載はない。交通面では、四三年の道路として、国道・県道ではなく、里道として一〇里五三間がある。通信としては郵便局はなく、郵便函が二ある。船舶としては三間の川船が一艘ある。諸車の部では馬車荷積車・二、人力車一人乗三、荷積車・一六二、自転車・八がみられる。(数字は「鷺山村統計一覧表」による)

このように鷺山村の明治期の産業状態は、米作・畑作を中心とし、副業として養蚕・養鶏を営む農家が多く、この地域でみられる典型的農村の一つであるといえる。

鷺山村の財政 鷺山村の財政状況を四二・四三・四四・四五年にわたって表示してみる。

鷺山村の歳入は、四二年度・一九四〇円、四三年度・一一一四円、四四年度・二三五七円、四五年(大正元年)度・二三六四円と漸次増加している。四二年度の村税は一八一三円で、歳入全体の九三%を占め、その他歳入の主なものは、国庫交付金の一〇円、県税交付金の二〇円と寄附金の二二円である。四三年度では、村税・一九〇三円で歳入全体の九〇%、国・県からの交付金は前年度と同額である。寄附金が九〇円と前年度より多くなっている。四四年度の村税は一

財政一覧 (明治42~45)

科 目		42年	43年	44年	45年
歳 入	町 村 税	1,813 円	1,903 円	1,860 円	2,102 円
	夫 役 及 現 品	—	—	—	—
	財産ヨリ生ズル収入	17	15	42	57
	繰 越 金	40	45	50	55
	交付金	国 庫	10	10	12
		県 稅	20	20	25
	寄 附 金	22	90	368	31
	補 助 金	国 庫	—	—	—
		県 費	—	—	—
		郡 費	—	—	—
歳 出	公 債	—	—	—	—
	其 の 他	10	35	—	45
	計	1,940	2,114	2,357	2,364
	役 場 費	472	479	493	498
歳 入	会 議 費	21	21	22	22
	土 木 費	225	225	150	150
	教 育 費	802	818	841	1,081
	衛 生 費	18	20	25	27
	救 助 費	—	—	—	—
	警 備 費	—	—	—	—
	勸 業 費	50	50	50	25
	諸 税 及 負 担	197	318	—	294
	公 債 費	—	—	—	—
	財 産 費	107	—	—	—
歳 出	其 の 他	47	183	776	267
	計	1,940	2,114	2,357	2,364

(注) 「鷺山村統計一覧表」より作成。

八六〇円で歳入全体の七八・九%、交付金は国・県とも若干の増額であるが、寄附金の三六八円はどの年度よりも異常に多く、その原因は不明であるが、村税の占める割合が前々年・前年に比較し、一〇%以上低いことと関係がある。大正元年度の村税の占めるパーセンテージは八八・九%で、四二・四三年度とほぼ同率であり、四四年度の低いのは農作

物の不作と関係があつたと思われる。

歳出で最も多いのは四年度を通して教育費であり、歳出全体に占める割合も、四二年度四一・三%、四三年度三八・六%、四四年度三五・六%、大正元年度四五・七%となつていて、村当局の教育にかける熱意がうかがわれる。つぎに歳出で多いのは役場費で、このうち四三年度では町村吏員の人工費（給料）が六五%を占めている。そのつぎは土木費と諸税及負担金となっている。四三年度の役場費は歳出の二四%であり、隣村の黒野村三五年度の歳出に占める役場費の二〇%、教育費の六九%と比較した場合、両村の差異がよくわかる。

明治期の諸税 四二年から四五年までの諸税内訳は次の表のごとくである。年度により、国税・県税・町村税の総額が異つてゐる。それは、当然、一戸当りの直接税の負担額にあらわれるのである。国税のみでみると、最も国税の多い四二年度の一戸当り負担額が一七円四四銭三厘に対し、最も少ない四四年度（総額にして一八九円少ない）の一戸当り負担額は一三円七銭三厘であり、その差は四円三七銭となる。このことは、県税でみれば最大の四三年度一戸当り負担額・九円二九銭九厘に対し、最小の四二年度は一戸当り負担額が七円三四銭二厘で、その差は二円五銭七厘である。町村税でも最大の四五年負担額・九円六二銭九厘に対し、最小の四三年度負担額は三円四六銭六厘と、その差は六円一六銭三厘で、一戸当りの直接税負担額に円単位以上の差がみられる。

また、国税・県税で最も大きなものは地租及び地租割で、四四年度でみれば、その占める割合は国税八六・二%、県税六六・八%であるのに対し、町村税では戸別割が最も大きく六二・三%となつてゐる。その他、国税で酒税がないことは、鷺山村に酒造業者がいなかつたことによる。

鷺山村役場吏員 鷺山村役場の村長・助役・収入役の任免については、この項の最初（明治期の村長・助役・収入役）で述べたので、こ

公課（諸税）一覧

(明治42~45)

年 度 税 種		42	43	44	45(大正1)
国 税	地 租	4,151 円	3,370 円	2,977 円	3,479 円
	所 得 税	397	380	333	421
	營 業 税	20	20	73	100
	酒 税	—	—	—	(壳藻營業税を含む)
	醬 油 税	72	69	67	64
	計	4,640	3,839	3,451	4,064
県 税	地 租 割	1,263	1,642	1,307	1,523
	營 業 税	37	38	8	42
	雜 種 税	197	210	247	226
	附 加 税	1	31	13	19
	戶 数 割	380	534	368	363
	計	1,878	3,455	1,956	2,173
町 村 税	地 價 割	713	689	784	682
	國 稅 营 業 税 稅 附 加 税	3	3	7	11
	縣 稅 营 業 税 稅 附 加 税	50	46	48	57
	戶 別 割	1,133	1,106	1,448	1,790
	所 得 税 割	28	39	35	21
	計	1,927	1,903	2,323	2,561

(注) 「鷺山村統計一覧表」より作成。

こではその他の吏員数・俸給又は報酬額(月)についてみる。四二年度の吏員数は村長・一名、助役・一名、収入役・一名で、書記はなくその他一名の計四名である。このうち、村長の月報酬額は一〇円、助役は実費弁償年額・二円五〇銭、収入役は月俸給額・七円、その他の月俸給額・七円五〇銭、計二四円五〇銭となつてゐる。助役の月給は計上されていない。四三年度は村長・助役・収入役・其の他(名)四名の他に、学務委員三名が入つてくる。村長以下の俸給・報酬額は前年とほぼ同じであるが、学務委員三名は年額実費弁償を一人二円宛賄つてゐる。四四年度は書記一名が増員され、月俸給・八円である。そのかわり、其の他が臨時雇いになり、月額三円となつてゐる。四五年はまた、書記がなくなり、其他・一名と以前のようになる。ただし、助役の年報酬額が二円五〇銭、収入役とその他の月俸給が九円と一円ペースアップしてゐる。学務委員の三名はかわらず、年報酬額・二円も同じである。このように明治末期の役場吏員数は七名でもつて運営させていたことがわかる。

鷺山村村会議員

明治末期の四二・四三・四四・四五年度の村会議員は資料欠除から残念ながら現在はわからない。

「鷺山村統計一覧表」から村会議員数と、選挙有権者数(衆議院議員・県会議員)をあげることにする。村会議員数は四二・四五年まで八名と変わらない、選挙有権者数は村会議員が四二年・一八八、四三年・一八八、四四年・一九三、四五年・一九三人とほぼ同じである。郡会議員・県会議員は有権者が同じであり、四二年・一五二、四三年・一五二、四四年・一四三、四五年・一四二人と後の二年度が若干減つてゐる。衆議院議員は四二年・八七、四三年・八七、四四年・七六、四五年・七七人と、これまた後の二年が減つており、所得制限のあつた時代での有権者数であるため、農作物の不作か、または養蚕業の不景気による収入減と考えられる。
(影響が多い後者の)

その他のこと ここでは、教育を除いた、四二・四五年までの寺社・衛生・兵事・組合及産業諸会・諸団体について、

「鷺山村統計一覽表」からみることにする。まず、寺社では四二年・神社八、神職一、寺四、住職四、四三年・神社三、神職一、寺四、住職四、四四年・神社三、神職一、寺院四、住職四、四五年・神社八、神職一、寺四、住職四である。寺の数は四でかわりないが、神社数が年度により、三乃至八となっているわけは不明であるが、多分合祀社を含めた違いによると思われる。因みに、寺院は安養寺（下居土）・法光寺（鷺山）・心洞寺（池田）（正木）・影現寺（正木）（之戸）、神社は天白社（正木）・白山社（正木）・貴船社（正木）（貴船）・三狐社（正木）・北野社（鷺山）（市場）・津島社（鷺山）（中珠）・伊弉社（郎丸）（鷺山次）・神明社（仙道）・八幡社（若宮）（下居土）である。（史稿）

つぎに衛生であるが、鷺山村には病院・隔離病舎・薬種商・製薬者・薬剤師はなく、医師・一、産婆・二がいた。種痘は毎年接種され、四三年度は初種・六二、再種・三〇、三種以上一三五八人がうけている。伝染病関係では、四二年に腸チフス患者一人、四三年には赤痢患者三人がでて、そのうち二人が死亡。実布蛭里亞患者七人で、そのうち二人が死亡。腸チフス・発疹チフスは発生していない。四四年には赤痢患者一三人、うち三人死亡。腸チフス患者三人、うち一人死亡。ジフテリア患者四人、うち一人死亡となっている。四五五年は赤痢患者八名、うち二人死亡と、毎年、伝染病が発生・流行し、防疫体制が不十分であつことが窺える。

組合及び勧業諸会は産業馬組合・茶業組合・酒造組合はない。産業組合・一、鷺山村農会・一、鷺山村組合会・一、鷺山村衛生組合・鷺山村正木規約貯金組合・一があつた。このうち、四三年には鷺山村農会加入会員が二六四人、鷺山村衛生組合は同人数が加入しており、とくに衛生組合は、毎年伝染病が発生していることから作られたものと考えられる。

また、諸団体であるが、四三年にはつぎの諸団体がみられる。

日本赤十字社 社員・七一名

年醸金額・一五六円

愛國婦人会 会員・一二名

年醸金額・三六円

青年会 会員・二五名

年醸金額・無し

在郷軍人鷺山村分会 会員・五二名
年醸金額・六円

帝国海事協会 会員・一四名
年醸金額・一四五円

なお、明治四五年（大正元年）度で会員数の増加している団体は、日本海員掖済会・一四名、青年会・六〇名である。これらの諸団体の詳しい活動状況は不明である。しかし、『岐阜市史』や隣村の『黒野史誌』などに青年団のことが載っているので、それらを参考にして若干内容に触れてみたい。

勤労青少年教育のため、明治二六（一八九三）年に実習補習学校規定が公布されたが、小学校卒業者に対する社会教育活動が具体的に推進されるようになったのは日露戦争後であった。政府は三八（一九〇五）年九月、地方長官に青年団体の健全なる育成を勧めたので、現岐阜市域においても青年会が続々と創設されていった。『岐阜県教育会雑誌』一八四号には、この時期に創設した青年会が紹介しており、鷺山村の隣接地域では長良村青年会（会員数一二一、四）（一年一月創設）、常磐村青年会（会員数一〇〇、三）（四一年二月創設）、則武村青年夜学会（会員数六〇、三）（八年九月創設）がでているが当鷺山村青年会は載っていない。しかし、前述の「鷺山村統計一覧表」には四二年に「青年会・四五」とあり、隣接地域の各村と同一時期に創設したものとみてよい。前掲の『岐阜県教育会雑誌』一四九号・一八四号にはつぎのような活動内容が載っている。

青年会の会員はおよそ一五歳以上三〇歳以下の男子であり、三田洞養徳会のとく一部では女子を含む場合もある

た。多くは小学校に夜学会が設立されており、則武村青年夜学会の場合、毎年一月より翌年六月までの六か月間、

毎週七時間実業・修身・国語・算術の授業を行なつた。青年会、毎週の夜学会、展覧会や運動会あるいは修学旅行、年会の活動としては、毎月一・二回の集談会、年二回の講話会、他府県農村視察、道路修繕の労働奉仕などが実施された。

愛國婦人会は全国的組織で、明治三四（一九〇一）年、奥村五百子の創設した婦人団体である。戦死者の遺族や傷痍軍人の救護、その他一般社会事業に貢献した。

日本赤十字社は我が国における国際的な傷病者救済・治療機関である。明治一〇（一八七七）年、西南戦争の際、博愛社が創立せられ、同二〇（一八八七）年日本赤十字社と改称し、万国赤十字社に加盟した。

在郷軍人会は平時は郷にあって、戦時・事変に際し、必要に応じて召集され、国防に任ぜる予備役・退役軍人の会である。

鷲山村信用購買販売利用組合の設立

わが国において協同組合がつくられたのは、明治三三年の産業組合法制定以後のことである。

一般に巨大な組織といわれる農業協同組合（以下農協とする）の組織としての母体は、この法律により誕生した。明治三三年頃の日本は、産業革命を経て、資本主義の本格的な確立をみ、商品経済が盛んになってきた時期であり、協同組合活動を必要ならしめる契機が強くなってきた時期である。

政府が法を制定して協同組合の育成をはからうとしたことは、商人や高利貸による取奪によって、農民の没落が急速となり、日本資本主義の発展にブレーキがかかることを心配したからである。

産業資本にとっても、協同組合は必要であった。

産業組合法により生まれた信用組合が、販売購買事業の取扱いができるようになり、現在の総合農協への道が開かれ

た。

鷺山村信用購買販売利用組合は明治四四年一一月二〇日に誕生した。

初代組合長には川島俊治郎が就任した。事務所としての独立した建物はなく、組合長宅が事務所となり、出資口数二五四口、出資金一、二七〇円であった。

業務内容は、組合員からの貯金の受入れ、組合員の必要な資金の貸出し、購買品の取扱い（肥料・飼料・塩・醤油などの生産物資・生活物資の供給）、販売（米・麦・菜種など農産物の販売）、利用（加工品）など、農家と直接結びつく仕事であった。

正木村外二か村組合立正木尋常小学校の創立 正木尋常小学校は明治二三年八月、正木村心洞寺に創立した。元土居尋常小学校下の一部であった鷺山村・下土居村と、則武尋常小学校下の一部であった正木村が組合して一学区を構成し、正木村外二ヶ村組合立正木尋常小学校を創設した。明治一四年の「町村略誌」には、下土居村の生徒二二人が土居学校へ寄留し、鷺山村では六七人が同じく土居学校へ寄留している。また、則武の啟蒙学校へは正木村から二四人が寄留していたことが記されている。明治二四年四月正木村字山本一五一二番地の官林を借りて校舎を新築した。二階建て教室六〇坪、職員室四坪、小使い室三坪、便所七坪五合。

明治後期の鷺山尋常小学校 明治三〇年四月の鷺山村成立により、学校も、「鷺山立尋常小学校」と改称された。創立当時の規模は教員三・生徒一八四となっている（「鷺山村統計一覽表」）。明治三八年二月校舎が古くなつたので造りかえた。九一・三坪。運動場二四六坪。工事中下土居の安養寺を借りて仮の教室とし授業した。四〇年三月唱歌・手工の二教科を加えた。四一年四月小学校令が改正され修業年限が六ヶ年となつた。

次に四二・四三・四四・四五年の「鷺山村統計一覧表」からみた学校状況を記す。

四二年から四五年までの表「鷺山尋常小学校教員・生徒一覧」をみると、尋常小学校（高等科）で、教員数・三〇四（正教員二・三、代用教員一・二）人、生徒数は四五年の一八九人が最少で四四年の二一六人が最多である。では、この当時の初等教育の実態を『岐阜県教育五十年史』（岐阜県教育会編、大正二二・一二・二八刊）でみると、鷺山尋常小学校もこれに準じた教育内容で移り变っていた。

明治三三年（一九〇〇）八月一八日、勅令をもつて、「小学校令」は改正された。明治二三年の改正「小学校令」実施後以後、時代の進歩により教育内容改正の必要が生じたのである。新しい「小学校令」は、第一章総則・第二章設置・第三章教科及編成・第四章設備・第五章就学・第六章職員・第七章費用負担及授業料・第八章管理及監督・第九章附則から成つてゐる。

総則第一条に「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ、道徳教育及国民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以本旨トス」とあり、小学校を分けて、尋常小学校及び高等小学校とし、尋常・高等の教科を一校に併置する場合、尋常高等小学校としている。

教科及び編成では、尋常小学校の修業年限を四か年とし、高等小学校の修業年限を二か年・三か年又は四か年とした。

鷺山尋常小学校教員・生徒一覧 (明治42~45)

区分		年 度	42	43	44	45
学校	尋 常	1	1	1	1	
	高 等	—	—	—	—	
教 員	正 教 員	2	2	3	2	
	准 " "	—	—	—	—	
	代用 " "	1	1	1	2	
学 級 数		3	3	4	6 <small>(マ)</small>	
生 徒 数		198 人	197 人	216 人	189 人	
入 学 児 童 数		37	37	30	—	

(注) 「鷺山村統計一覧表」より作成。

尋常小学校の教科目は修身・国語・算術・体操とし、土地の情況により、図画・唱歌・手工の一科目、又は数科目を加え、女子の為に裁縫を加えてもよいとした。高等小学校は尋常小学校の教科に日本歴史・地理・理科を加えた。さらに修業年限の三か年以上には農業・商業・英語を加えてもよいとした。

また、小学校の職員に、正・準教員の外、代用教員を認めた。教科書も国定制度を採用した。因みに、岐阜県下の小学校教育の実状は、明治三三年度には学校数五八五、教員数一、九四〇、児童数九万六、一四八であったのが、六年後の明治三九年度には小学校数五六一(合併による減少)、教員数二、二六五、児童数一〇万九、六四四と発展している。

明治四〇年三月二〇日「小学校令」を改正して、尋常小学校の修業年限を六か年に延長した。これにともない、高等小学校の修業年限を改めて、二か年とし、延長しての三か年も認めた。また、尋常小学校の教科目を、修身・国語・算術・日本歴史・地理・理科・図画・唱歌・体操とし、女子のためには裁縫を加え、土地の情況によって手工を加えてもよいとした。

さらに、補習教育および実業補習教育はますますこれを奨励することとし、補習科の教授時数の制限をなくし、地方の情況によって適切な方法をとるようにした。また、授業料も徴収しないことを本体とし、特別の事情により徴収する場合も、学年によって額に差をつけないようにした。

鷺山尋常小学校の経費・資産 鷺山尋常小学校の一年間の経費は、どの年度も校長をはじめ教員の俸給が大半を占めている。その他では四三年の其他諸費と四四年の器具類の一〇〇円以上の支出を除いては毎年ほとんど差がない状況である。四一年四月から義務教育が六ヶ年に延長され、新五年、翌四二年新六年が出来た。そのため校舎が増築され、平家造り、廊下一間教室一七・七五坪、昇降口九坪が増築され四三年四月には増築祝いの式が催された。なお四五年四

月には児童数二一〇人で、一学級増の四学級となつた。

資産については、四三年度をみると、

家屋価 一五五〇円

図書価 一一五円



明治24年頃 鷺山小学校（桑原進氏提供）

鷺山尋常小学校支出一覧 (明治42~45)

年 度	42	43	44	45
支 出 内 容				
学校長俸給	240 円	240 円	216 円	288 円
訓導俸給	156	168	144	216
準教員俸給	—	—	—	—
代用教員俸給	96	108	84	216
保姆俸給	—	—	—	—
旅費	4	5	4	5
雜給	—	—	—	24
器具費	—	—	125	—
消耗品費	25	25	20	30
新營費	—	—	—	—
修繕費	5	36	5	40
其他諸費	—	175	65	214
計	526	757	663	1,029

(注) 「鷺山村統計一覧表」より作成。

であり、四五年（大正元年）度はつきのような内訳

機械本価	三九四円	器具価	一〇二円
家屋価	三〇〇〇円	計	一一六一円
図書価	一八四円	器具価	一八九円
機械本価	五三五円	計	三九〇八円

になつていて、義務教育年限の延長や農業補習学校の附設が大幅な資産増になつてゐる。鷺山村立農業補習学校は四年六月に創立され、学科四・教員二・生徒数四六であった。（「計一覽表」〔鷺山村村統〕）

鷺山小学校は開校当時は、校舎が建築されるまで、正木の心洞寺を借りて授業が行われていた。それから昭和一〇年まで四四年の間、現在の農協鷺山支店の南の鷺山の上にあつた。山の上の学校は、水害の心配はないが、毎日の上下校も大変だった。当時は上下水道もなかつたので、飲み水を始め、掃除用の水、散水・用水にいたるまで、すべて山の下から運び上げていた。そのほかすべての物品はすべて人の手により持ち上げられていた。

第三節 大正期の鷺山村

一 大正期の行財政

大正期の村長・助役・収入役 大正二年一月発行の『岐阜県職員録』には、「鷺山村（長）・名譽・岩佐有次」とあり、翌三年にも同人が名譽・村長になつていて（『県公報』）。大正四年から同九年までは『岐阜県職員録』が欠除しているので、村長等の詳細は不明であるが、「鷺山史稿」（前掲）の記載により列記するところである。

川 島 俊次郎	大正三年七月九日	岩 佐 憲	大正八年一二月八日
同 同 人	大正七年七月二九日	川 島 俊次郎	大正一一年九月三〇日
同 人	大正八年二月一二日		

また、大正一〇年の『岐阜県職員録』（『県公報』）には、「鷺山村・有給・岩佐憲」とある。このように大正期の村長は「名譽」から「有給」にかわつた。

つぎに助役であるが、『岐阜県職員録』や『県公報』にも記載がないので、「鷺山史稿」により列記する。

北 川 清次郎	大正三年八月一二日	神 野 令	大正一一年一〇月一一日
小 森 仁三郎	大正七年一一月四日		

大正期の助役就任年限は明治期に比較し、比較的長期にわたつていてる。

収入役については、助役同様に『岐阜県職員録』に記載がないので、「鷺山村稿」に基づき以下に記す。

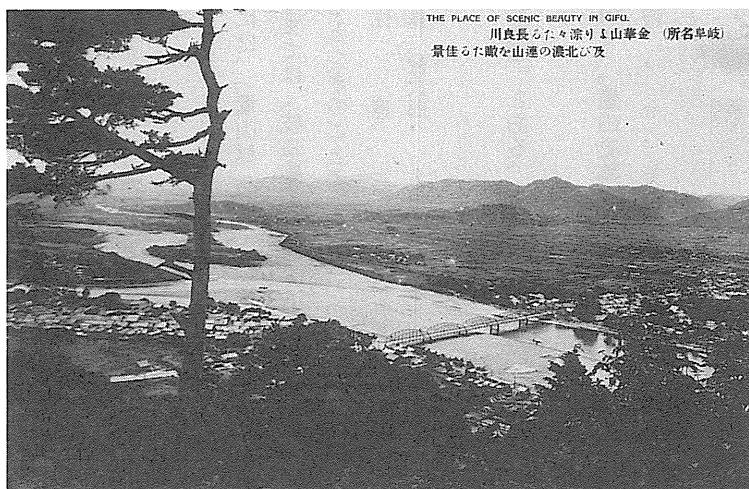
岩佐 憲 大正五年四月一二日
北川甚市 大正八年一一月一〇日
小森善一 大正一一年一〇月一三日

大正期は村長・助役同様、収入役の任期も長かった。

大正期の鷺山村役場吏員報酬 大正二年の吏員中村長・助役は名誉職で無給であるが、村長は報酬月額が一二円である。収入役は有給で月俸九月、その他常設委員はなく、学務委員は名誉職で報酬月額が六円である。書記は有給で月俸九円、事務雇はいない。

翌三年は村長の報酬月額が前年より二円低い一〇円、学務委員三名の報酬月額は四二銭と大巾に下っている。その理由は不明である。ところが翌四年になると村長の報酬月額は前の一二円になり、書記二名の月俸が一四円である。大正五年になると、今まで無給であった助役の報酬が年二円組まれている。学務委員は四名に増え、年六円の報酬であり、書記二名の月俸も一八円に増えている。

つぎに大正七年から一四年までの吏員状況を表示するといきの通



三川分流（大正期末）所蔵 岐阜県立図書館（天野敬也氏提供）

りである。

村長の報酬月額は大正一一年の五〇円が最高で大正後期は全般に高い。助役の報酬月額は大正七年までは無報酬であつたが、以後は出ており、村長同様に大正一一年が四〇円と最高である。収入役の月俸は大正初期からでており、大正九年以降は助役の報酬と同一額である。その他、書記は大正前期が二名いたが、後期は一名に減員され、一二・一三年には書記は置かれていらない。学務委員は三名置かれ、報酬額は六円である。また、区長および区長代理は三名あり、

鷺山村吏員一覽（大正七）一四

												年次		吏員			
												(町) 村		長		助	
												月額		長		役	
四	三	三	二	一〇	九	八	七	大正	七	種別	人員						
名譽	種別	人員															
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一人	人員							
四〇	月額																
名譽	種別	人員															
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一人	人員							
五	五	五	五	四〇	六	六	六	六	六	月額							
有給	種別	人員															
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一人	人員							
五	五	五	五	四〇	六	六	六	六	六	月額							
名譽	種別	人員															
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三人	人員							
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	月額							
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三人	人員							
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	月額							
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三人	人員							
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	月額							
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	月額							
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	月額							

(注) 「鶯山村統計一覽表」より作成。

おそらく、旧村の正木・鷺山・下土居の各区に置かれたものであろう。しかも、無報酬であった。役場吏員の定数・報酬については、村の財政状況と関係が深く、つぎにそれをみることにする。

大正前期の財政状況

大正二年度の鷺山村役場歳入のうち主なものは

使用料手数料	六円	寄付金	三五一円
交付金	一五円	繰越金	四二円
県郡補助金	六二六円	雑収入	一九円
下渡金	一六五円	町村税	二六七九円

であり、総計額は三九〇三円である。

これに対しても歳出状況は

役場費	五三五円	勧業費	二五円
会議費	三三円	基本財産造成費	八三円
土木費	一一七二円	諸税負担	二六三円
教育費	一三三九円	その他	四七円
衛生費	一一三四円		

であり、総計額は三七二一円、翌年度繰越金が一八二円であった。(大正二年度「鷺山

(村統計一覧表)

大正二年度の財政状況を明治後期の村財政と比較した場合、明治四四・四五年度の歳入歳出額を大巾に上まわっている。即ち、歳入額で一五三〇円余、歳出額は繰越金を除いて一三六〇円弱多い。この要因は、日露戦争後の不況期がや回復に向かい、鷺山村農家の主収入であった米の価格の上昇や副業の養蚕業による収入が多く、歳入の最たる町村税

財政一覧(大正4~8年)

科 目	大正4年	5年	6年	7年	8年
歳 財産収入	34円	114円		115円	62円
歳 使用料手数料	8	93		140	123
歳 交付金	207	195		348 (下渡金と合一)	631 (下渡金と同一)
歳 県郡補助金	299	362		163	—
歳 下渡金	131	65		(交付金と合一)	(交付金と合一)
歳 寄付金	296	281		224	273
歳 繰越金	71	60		523	127
歳 雑収入	20	58		—	—
歳 公債費	—	—		—	—
入 町村税	3,440	3,025		3,140	3,948
入 其他	—	2,126		51	549
入 計	4,504	6,379		4,708	5,713
歳 役場費	872	803		854	1,008
歳 会議費	22	68		52	46
歳 土木費	870	150		567	137
歳 教育費	1,829	1,418		1,801	2,018
歳 衛生費	26	72		59	15
歳 勵業費	10	18		3	—
歳 救助費	—	—		—	—
歳 警備費	—	—		—	610
歳 基本財産造成	379	438		115	62
歳 基本財産費	—	—		13	—
出 諸税負担	233	246		347	373
出 神社費	—	—		—	—
出 雜支出	3	6		—	4
出 公債費	—	—		512	—
出 補助費	42	85		82	150
出 其他	—	2,570		146	595
出 計	4,287	5,856		※4,581	5,018
出 翌年度繰越	—	523		127	300

(注) 「鷺山村統計一覧表」より作成

* 積立金額30円を含む。

の大幅増収と県郡補助金の大幅アップによる歳入増加が土木費・教育費等の増額になり、鷺山村の教育並びに環境改善に役立つたものと考えられる。翌大正三年の財政は、歳入総額四八二二円、歳出総額も同額で、翌年度への繰越金はない。歳入の主なものは、町村税二八八八円、寄付金九一二円、県郡補助金三四三円であり、歳出は教育費一一五〇円、土木費九一二円の他に、諸税負担が一五三三円あり、これが村財政を圧迫して繰越金が皆無となつたのである。

(大正三年鷺山村
統計一覽表)

以下、大正四年から大正八年（一九一九）までの五か年間の財政状況を表示する。歳入・歳出の中で、大正五年度が最も多く、つぎに八年度である。五か年間（実際は四か年）の歳入ではどの年度も町村税が筆頭であり、第一次大戦（大正三年まで）の翌年から戦後の大正九年（一九二〇）初めにかけての好景気の影響が村財政にもあらわれている。そのためもあって、基本財産造成費が四年・五年にかけて多く、鷺山尋常小学校の高等科設置後の施設の創設・拡充になつたと考えられる。しかし、歳出の主流は土木・教育費である。

大正後期の財政状況

大正九年度の歳入状況は

財産収入	一一三円	使用手数料	一五六円
補助金	〇円	寄付金	九〇円
下渡交付金	九八一円	町村税	八二三六円

繰越金	一〇七円	繰入金	〇円
公債	〇円	其他	九八円
計			九七八一円

であり、同年度の歳出状況は

役場費	二六五一円	会議費	二六五一円
土木費	四四〇円	教育費	四五三〇円

衛生費	二五円	助業費	〇円
警備費	一五六円		

神社費	○円	補助費	一三〇円
財産費	一四円	諸税	一〇六三円
財産造成	一一三円	積立金穀	三〇円
繰入積戻	○円	公債費	○円
		其　他	四三九円
		計	九七五六円(他に繰越金ニ五円がある。大正)
			(九年度「鷲山村統計一覽表」)

であり、前年度と比較して約二千円余の歳入歳出増である。つぎに大正一〇年度から同一四年度までの歳入・歳出額を示すと、つぎのごとくである。

年度	歳入	歳出(は繰越金)
大正一〇年	一万一七五二円	一万一六二五円
大正一一年	一万一〇〇六円	一万一二二七円
大正一二年	九〇九六円	七九三七円

(二九四)

大正一三年	九一〇一円	九〇三一円
大正一四年	一万三八七四円	一万二一八三円
		(各年度「鷲山村統計一覽表」)

戦後の不況にもかかわらず村財政の総額が増えていることは、県の町村自治振興による村政の発展と考えてよい。それは、後に述べる市町村税の納税率が一〇〇%という完納であったことも、村歳入の中でも町村税の占める割合が六〇%強という高率から村財政を支える最大の財源であり、その確保が教育費・土木費の充実になり、とくに大正期の教育振興につながったものと思われる。

二 大正期の産業

大正前期の農業 大正二年の耕作状況をみると、自作農一〇戸、自作兼小作農一九〇戸・小作農三〇戸で、自作田四

六町九反・小作田四四町・自作畠六五町六反・小作畠二三町六反である。つぎに農作物の作付反別・収穫高・価額をみると、米の場合つぎのことくである。

種 別	作付反別	収 穫 高	価 額
梗 米	七七町五反	一四七二石	二万九四四〇円
糯 米	一四町二反	二一三石	四六八六円
陸 稲	四町五反	四九石	八八二円
計	九六町二反	一七三四石	三万五〇〇八円

麦の場合

種 別	作付反別	収 穫 高	価 額
大 麦	六九町六反	一五八八石	一万一一六円
小 麦	三三町六反	四二一石	四六三一円
裸 麦	三町七反	五四石	四八六円
計	一〇六町九反	一万六二三三円	

であり、米と麦を比較した場合、鷺山村の場合、畠作の占める割合が非常に高い。このことは雑穀・豆類・蔬菜等で顕著にあらわれている。それを表示してみると、穀類では黍・蕎麦、豆類は大豆、蔬菜では胡蘿蔔（にんじん）・牛蒡（ごぼう）・大根が圧倒的に多い。とくに、明

賞 状

稻葉郡路鷺山村

粳米出品人北川才次郎

一等賞

右審査員ノ薦告ニ據リ

此ノ證ヲ授與ス

大正五年一月九日

稻葉郡路鷺山村農業委員會長
岐阜縣稻葉郡路鷺山村農業委員會長
稻葉郡路鷺山村農業委員會長川嶋俊治郎
岐阜縣稻葉郡長崎六位村上定吉

粳米賞状（北川万平氏提供）

雑穀・豆類・蔬菜収穫一反（大正2）

農作物		項目	作付反別	収穫高	価額
雜穀	粟		6反	2石	16円
	稗		—	—	—
	黍		1町6	17	136
	蕎麦		1.2	12	96
	蜀黍		1町0	10	60
	玉蜀黍		7	6	36
豆類	大豆		6	5	55
	小豆		2	1	14
	豌豆		1	1	10
	蚕豆		—	—	—
	落花生				
蔬菜	甘藷		7町0	3万5000貫	245
	里芋		8町2	1万2300貫	98
	馬鈴薯		—	—	—
	長芋		—	—	—
	大根		6町2	3万5000貫	1,023
	蕪青		6	1800	90
	胡蘿蔔		7町5	4万1250貫	4,930
	牛蒡		7町7	4万5825貫	6,416
	漬菜		3	300貫	15
	甘藍		—	—	—
	葱		1町3	625貫	113
	茄子		1町1	550貫	50
	胡瓜		8	1200貫	84
	南瓜		4町2	8400貫	504
	西瓜		—	—	—
	筍		2	300貫	45
	蓮根		—	—	—

(注) 「鷺山村統計一覧表」より作成。

治後期と比較した場合、胡蘿蔔・牛蒡の収穫高が多くなっている。その他、菜種・一二三石、紫雲英種子・一石、葉藍・二〇〇貫、麻・四〇貫、杞柳（柳行李の原料）二八〇貫が栽培され、柳行李は当時県の特産物となっていたため、原 料の需要もあつたものと思われる。また、同年の果実栽培状況は梅四石、桃五貫、柿七〇貫、梨五貫、蜜柑四貫、栗一石、葡萄五貫、枇杷一五貫、無花果・いちじく

一五貫で価額総額は九九円である。

茶業の状況は、茶園が約二反で番茶を四五貫収穫している。玉露・煎茶は作られていない。

この年から下土居と鷺山地区で耕地整理がはじまつた。面積は下土居・三四町一反、鷺山・一一町八反で、その費額は下土居・二千円、鷺山・一千円の計三千円である。(計「鷺山村統一覽表」)

この耕地整理は以後続き、大正三年の工事費は下土居・鷺山あわせて三〇四〇円、同四年工事費三〇〇〇円と記され、五年、六年分について記されず、同七年に、「施行個所二地区総面積四八町三反、工事決算額四六三四円」が記され、備考欄に「以上ノ内、耕地整理ノ欄ニ於テ施行個所二ノ内一個所鷺山ノ分ハ大正五年度ニテ一先打切りトナリヲレバ決算額欄ニ記載シアル額ハ下土居分三三町ノ決算ナリ」(大正七年「鷺山一統計一覽表」)とある。

つぎに大正三年以降八年までの主な農業状況をみてみよう。

大正三年の鷺山村全体の米収穫高は一八一九石で前年より八五石余の収穫増であるにもかかわらず、総価額は前年よりも一万九二一四円の減額である。その理由は粳米等の単価が前年の約半分に下っていることから、米価の下落によるものであった。しかし、麦・雜穀をはじめ、他の農作物の価額は殆んど変つていない。大正四年から五年にかけてやや米価高くなり、七年の米収穫高は一九六八石、価額にして四万一一八円であり、翌八年にいたり、米収穫高一八九二石、価額七万五六八〇円と今までの最高になつた。それは単価が石当たり四〇円と前年の二・五倍にもはね上つたことにによる。この現象は麦類にも及び、大正二年の石当たり小麦単価一一円に対し、八年は一八円であり、蔬菜の胡蘿蔔にんじんは貫當り一二錢が三倍の三五錢になり、農家収入の大増につながつた。それは同年の町村税が大正前期の最高になつてることからでも窺える。

果実の栽培には柿の生産が顕著にのびており、大正五年には一一二貫・価額四五円、同七年、二九五貫・一〇三円、同八年、一八二貫・九三円である。

鷺山村における大正前期の農業状況は全体に上昇気味であり、第一次大戦に併う日本の好景気により、急激に景気が伸びていった。(年次の数字は「鷺山村統計一覧表」による。)

大正後期の農業 大正一二年の産業概況に「養蚕を主とし米麦之に次ぐ」とあり、当村の主役は大正前期と同じく養蚕業と米麦生産であった。つぎに同年度の養蚕業をみると、春蚕九一〇石・価額一〇万一〇三八円、夏蚕一九四石・価額一万三四〇三円、秋蚕四八五石・価額三万四〇三〇円で、養蚕農家も二四五戸あり、本村農家二五〇戸のほとんどが養蚕業を行っていた。これに対して、米(粳米・糯米)の収穫高は一八〇五石・価額六万二二七七円、麦(大麦・小麦)の収穫高は九五三石・価額一万九四五円で、はるかに養蚕業の収入が多い。(大正一二年度「鷺山村統計一覧表」)

この状態は大正一四年度も続き、村の産業概況は「養蚕を主とし、米麦作・蔬菜之に次ぐ」とある。因みに、同年度の収穫額は二一〇六石・価額二〇万四八六九円、米の収穫高一四三〇石・価額五万九〇〇円、麦の収穫高一一九〇石・価額一万九四四〇円であり、圧倒的に養蚕収入が多い。蔬菜類の総収入は三万七二八五円であり、大正前期同様これの占める割合も高い。(大正一四年度「鷺山村統計一覧表」)

農家戸数も同年度は自作農六二戸、自作兼小作農一五五戸・小作農二〇戸で、他村に比べて小作農の占める割合が少なく自作農の占める割合が高い(「鷺山村統計一覧表」)。このことは、大正後期に頻発した小作争議が、当村に於ては養蚕業の高収益と農家戸数の状況からみて、ほとんど生じなかつたといえよう。

養蚕業、養鶏業 大正二年の家畜数は農耕用の馬が二六頭いた。養鶏は成禽が四三〇、雛が二〇〇の計六三〇羽で、

年間の産卵数は四一二八個、養鶏業戸数は一三〇戸である。養蚕業を営む農業は二十四戸であり、その収繭状況をみると、

	春 蚕 繭	夏 蚕 繭	秋 蚕 繭
玉 繭	二三七石	一八〇石	一八六石
出 穀 繭	一五石	一四石	一七石
屑 穀 繭	二石	一	一
計	一八石	一二石	一九石
	二七二石	一〇六石	二二一石

ると、次頁の表となる。

漸次、収繭の量が増加している。これは国内の好景気にともない生糸は輸出の花形として、アメリカへ集中的輸出されたによると考えられる。事実、収繭量が増加する大正七年の養蚕業農家は二三〇戸、同八年には二四〇戸と多くなっている。桑園面積も七年・五三町四反、八年・五六町八反と収繭量に比例して増え、鷺山村における養蚕業が農家収入の中で大きな役割を果していた。

(つぎに大正三年から同八年までの収繭状況を表示してみる)

林業と水産業 大正前期の林業は明治期と大差ない状態である。大正四年の林産物は竹材一二〇束、竹皮三〇貫、柴一〇〇束であり、同七年は竹材二〇〇束、薪材五〇棚、竹皮六〇貫・下草一〇〇束、同八年竹材二〇〇束、薪材七五〇棚、竹皮六〇貫、下草一〇〇束である。林業の中心である用材はなく、鷺山村に対する植栽もみられない。また、松茸マツタケ等の菌類もなく、鷺山はあっても林業にはあまり関係がないことがわかる。(数字は「鷺山村統計一覧表」による)

つぎに水産業であるが、これまた、明治期とかわる所はない。以下、漁獲物をみると、大正四年は鯉五貫・鰻四〇貫・鮎三〇貫、其他一〇〇貫であり、同五年には鮎二貫が新しくみられる。同七年は鮎一貫・鯉六貫・鰻二貫・鮎二〇貫・其他九三貫、同八年は鮎一貫・鯉六貫・鰻二五貫・鮎二〇貫・其他八八貫が記されていて、数量の違いはあっても、漁獲類の種類は同じであり、漁業戸数は一戸で明治期より少ない状態である。

(「鷺山村による統計」)

工業その他他の産業・交通 大正前期の

工業も明治期とほとんど変化はない。大正三年の工産物は畳糸二五〇貫・価額六五〇円、豆腐二五円だけである。同四年は豆腐五〇円・畳糸二五〇貫、同五年豆腐五〇円・畳糸二八〇貫、同七年豆腐五〇円・畳糸二九五貫、

収穫状況一覧 (大正3~8)

種別	年次						
		3	4	5	6	7	8
春	繭	252石	679石	796石		796石	925石
	玉繭	29	69	25		52	20
	出殻繭	—	—	27		—	—
	屑繭	15	47	11		11	9
夏	計	296	795	859		859	954
	繭	172	130	213	(記載なし)	213	317
	玉繭	12	12	32		80	61
	出殻繭	—	—	48		—	—
	屑繭	10	6	41		41	8
秋	計	194	148	334		334	386
	繭	184	241	420		420	838
	玉繭	13	23	60		140	118
	出殻繭	—	—	80		—	—
	屑繭	17	16	70		70	27
蚕	計	214	280	630		630	983
	総計	705	1,223	1,823		1,823	2,323

(注) 「鷺山村統計一覧表」より作成。

同八年は前年と同じである。商業・金融の欄は明治期と同じく記されていない。交通状況も明治期と大差なく、国道・県道はなく、郡道二五町、郡道以外の里道が幅一間以上・六里八丁、幅一間未満が四里七丁ある（大正三年「鷺山」）。この状態は以後同八年まで全く変らない。つぎに諸車は大正四年をみると、荷馬車一・人力車三・荷車一八七・自転車三一とあり、明治期よりも自転車数が大幅に増えている。これが同八年になると荷積馬車九・人力車一・荷車一八七・自転車八九と、自転車の普及が急速に広まつていく状態が分る。

（数字は「鷺山村
統計一覧表」）

川舟一艘は明治期と同じであり、郵便函も大正八年からなくなっている。

草競馬

馬は元来性質が温順であつて、人の使役に服従し、死に至るまで黙々として働く誠に可愛らしい動物である。農耕や運輸・交通に利用せられて産業上大きな役割を持つていたのみならず、軍の作戦には缺くべからざるもので、昔から兵馬といふものこのためである。

科学の進歩に伴い戦争に於ても機械力を使用することが多くなつたが、これがために馬の利用は決して減少していかつた。農家でも馬に対しても速力・持久力等の能力を要求することが非常に大きかつた。これがため家族の一員と心得て真の愛馬心を以て育て上げた。立派な馬の見せ所の一つが草競馬でもあつた。大正時代・昭和初期あるいは終戦後、あまり娛樂的な遊びや映画も少なかつたころ、農耕馬を使った草競馬があちこちで催された。古老の話によると、鷺山村でも大正一四年、當時忠節村の鷺津駒次郎が家畜商の名披露のために草競馬を催されたようであった。その実況は次の通りであった。

村中の馬持連中の総取持ちで、勿論田舎の草競馬であるが故に、現在のような施設もなく、愛馬連中が架杭と竹を農家から持ちより観覧席を設け、一周が約二五〇メートル位で、現在の正木公民館から東へ高井外科までの距離で、円周

の馬場を作り、太鼓の合図で農耕馬を草競馬に使い、一日中、老いも若きも祭りの心地で、酒を呑みほしながら見物したのであつた。

当時開催場所は長良川古川河川敷地であつた。

○正木地内（正木公民館—高井外科附近）

開催年月 大正一四年四月

○鷺山地内（簡易保険事務センター附近）

開催年月 昭和一五年五月

○南正木地内（川島紡績KK正木工場野球場附近）

開催年月 昭和二五年四月

○正木地内（正木公民館—高井外科附近）

開催年月 昭和二六年五月

三 大正期の税収と基本財産

大正前期の市町村税滞納矯正 大正八年の『岐阜県公報』

一二三号付録（資料館藏）に、「市町村税滞納矯正ノ状況」と

いう記録がある。

本県ニ於ケル国県税ハ概ね納期間ニ納了スルモ、市町村税ニ至リテハ其ノ成績良好ナラス、大正元年度ニ於ケル納期内收

入百分比漸ク七十二過キス、思ニ租税滞納矯正ノ事タル多年ノ懸案ニシテ、一二郡市町村当局者ノ努力、市町村民の自覚

ニ俟タサルヘカラサルヲ以テ從來訓示注意ヲ幾十回ヲ繰返シ
當時者亦矯正ノ必要ヲ感セサルニアラサルモ、多年ノ因襲ヨリ來レル弊風情実ニ抱泥シ、郡當局亦是等監督指導上緩漫ノ憾ナキ能ハス、此状態ヲ以テ進マンカ、到底百年河清ヲ俟ツノ類に終ラン、力ヲ慮リ深ク考慮ノ末、大正三年六月郡市長

會議

これをみると、大正前期はどの郡市も市町村税の滞納に悩み、納税者の自覚をうながすいろいろな手段を講じたことがわかる。こういう状態の中で、稻葉郡、就中、鷺山村の納税状況を次にみてみる。

稻葉郡の納税状況 大正二年度から同七年度までの県下の「市町村税收入成績^{百分比} 郡市別比較」によると、つぎのような状態であり、稻葉郡の序列は県下の二〇郡市中、一〇位以内の上位にランクし、納税の百分比も年度を追うに従い率が高くなつて、大正六・七年度は百ペーセント完納という状態である。

市町村税入収入成績表（大正二～七）

郡市	区分		大正二年度		大正三年度		大正四年度		大正五年度		大正六年度		大正七年度	
	序 列	百分比												
岐阜市	五	一	六	二	七	三	八	四	九	五	一〇	六	七	八
羽島郡	九	一	七	三	九	七	一	九	八	一	九	九	一	九
稻葉郡	老	六	八	一	七	三	八	二	七	一	九	九	一	九
大垣市	七	一	九	一	八	二	九	一	八	一	九	九	一	九
郡	八	一	九	一	九	一	九	一	九	一	九	九	一	九
鳥羽郡	九	一	九	一	九	一	九	一	九	一	九	九	一	九
郡	一〇	一	九	一	九	一	九	一	九	一	九	九	一	九
三	一	九	一	九	一	九	一	九	一	九	一	九	一	九
究	一	九	一	九	一	九	一	九	一	九	一	九	一	九
一〇	一	九	一	九	一	九	一	九	一	九	一	九	一	九
一〇〇	一	九	一	九	一	九	一	九	一	九	一	九	一	九

(注) 「岐阜県公報第一三三号」(県歴史資料館蔵)より作成。

ニ於テ之カ矯正方法ニ関シ諸問ヲ発シ一面全幅ノ至誠ト決心ヲ以テ夫々市町村適応スル施設設計画ヲ樹テ、向フ三年間ヲ期シ全ク矯弊ノ実ヲ挙クヘク訓示スル所アリ、
(後略)

「市町村税納期内収入百分比町村別累年比較」によれば、稻葉郡関係二九町村で鷺山村の納税率は、大正二年度・六八%、同三年度・九五%、同四年度・五年度・六年度・七年度はいずれも一〇〇%の完納である。この傾向は鷺山村のみならず、郡内の他の町村も同様の状態であり、県の滞納矯正施策が実効を示し始めた証左であろう。

鷺山村が納税の完納をした大正四年度から同七年度までの租税公課状況をつぎに表示する。これみると、国税・県税・町村税とも、記載のない大正五年度を除いて年々増加している。因みに、大正七年度の納税成績をみると、国税納付額三八四〇円、納期限内収入三八四〇円、納付人員二七三人、県税納付額二七四五円、納期限内収入二七四五円、納付人員三六四八人、町村税納付額三八〇四円、納期限内収入三八〇四円、納付人員二八四九人であり、完納状態がよくわ

市町村税納期内収入百分比町村別累年比較（大正二~七）

(注)『岐阜県公報』第二三三号より作成。

第三節 大正期の鷺山村

租税公課一覧(大正4~7)

税種	年度	大正4年度	大正5年度	大正6年度	大正7年度
国 税	地 租	3,331円		3,331円	3,333円
	所 得 税	379		382	491
	營 業 税	18		18	16
	壳薬營業税	—		—	—
計		3,728		3,731	3,840
県 税	地租税	1,423		1,644	1,721
	營業税	37	(記)	38	38
	雜種税	353	載	401	450
	所得税付加	14	な	17	31
	營業税付加	1	し	—	—
	戸数割	312		414	505
	計	2,140		2,514	2,745
町 村 税	地租付加税	647			
	所得税付加	55			
	國營業付加	7			
	壳薬付加	—			
	戸数割付加	2,229			
	縣營業付加	10	国税付加税	2	74
	縣雜種付加	77	県税付加税	3,142	3,866
	反別割	—		—	—
	計	3,025		3,144	3,940

(注) 「鷲山村統計一覧表」より作成。

かる。なお、鷺山村全体の諸税総額は一万五一五一円、一戸当りの税負担は四〇円四八錢、一人当りの税負担は六円七九錢である。
(「鷺山村統計一覧表」)

基本財産

県は大正七年四月一日現在の「岐阜県町村基本財産総価額番付表」を作成している。番付表の欄外左右に「町村自治の基礎を永遠に鞏固ならしむるは基本財産の造成にあり」と「基本財産の造成は一に繋りて町村住民の双肩にあり」の二つがかかげてあり、そのスローガン通り、町村自治を強固にするために町村の基本造成を蓄えることを奨励している。番付表のトップ・横綱は東に稻葉郡那加村の三一万〇八八八円、西に恵那郡上村の二九万五六三二円があり、東の大関は恵那郡加子母村の一七万二六〇一円、西の大関は恵那郡落合村の一六万四六〇七円、東の関脇は揖斐郡北方村の一六万四〇五六円、西の関脇は土岐郡多治見町の一六万二〇七七円となつており、村有林の多い町村が上位にきている。鷺山村の基本財産は九七六円で、横綱・大関・関脇クラスの村々よりは、うんと少ないが、それでも前頭にランクされている。しかし、同七年の「鷺山村統計一覧表」をみると、基本財産は普通の部で現金一二七〇円、小学校の部で現金二一八円と合計一四八八円で、さきの番付表よりはるかに多い。この違いが生じた理由は不明である。他に公用財産として小学校・役場など五一五〇円、部落有の土地一七二一円・建物九〇円の合計一八一一円であった。

四 大正期の勧業諸団体

大正期の勧業団体 大正三年の勧業諸会と組合員はつぎのことくである。

(大正三年「鷺山村統計一覧表」)

村農会	二六〇人
益農会	四人
産業組合	一一六人

蚕糸会	二五三人
-----	------

産牛馬組合 二人

これら勧業諸会の具体的な活動内容はわからないが、最も組合員数の多い蚕糸会は、ほとんどの養蚕農家が加盟したものと思われ、農業収入中最大の高収入をもたらした養蚕業の発展に貢献したのであろう。

つぎに大正五年・八年・一年・一三年の勧業諸会・諸団体状況を表示する。

村農会 本県の農会は明治一七年に元岐阜県農学校職員ならびに同窓者が相立に知識を交換して農学の普及を図る目的で拡農会を組織したのが最初である。其の後一般有志の入会を許し、同二七年一〇月規則を改めて岐阜県農会と改称し、町村農会の準則を配布して設置を奨励した結果、同年一二月各郡町村農会の設置をみた。同三年農会法の発布によつて、農会の系統的組織ができた。各町村農会の主な事業はつぎのようである。

病害虫駆除予防、改良農具購入奨励、各種品評会、自給肥料増製奨励、農事講習講話、副業奨励、耕牛購入奨励、技術員

設置、品種改良奨励、米麦増収奨励、家畜家禽奨励等

鷲山村農会はおそらく全農家が加入し、右のような事業を毎年実施したものと思われる。

(岐阜県小学校教育青年監督長編参照)

勧業諸会・諸団体一覧表

名称	年度	大正5	8	11	13
村農会	241人	260人	259人	446人	
産業組合	215	121	138	146	
蚕糸会	18	—	—	—	
畜牛馬組合	—	—	—	—	
養蚕組合			271	271	
青年会	82	80	72	70	
軍人会	37	81	70	76	
赤十字社	74	77	98	98	
愛國婦人会	20	19	47	47	
海軍被済会	—	11	6	6	
報徳会	—	—	260	20	

(注) 数字はいずれも各年度の「鷲山村統計一覧表」による。

産業組合 鷺山信用購入販売組合が設立されたのは明治四二年一一月二〇日であり、当時県下では一八〇組合があった（前掲『郷土』）。組合事業は信用事業・購買事業・販売事業・利用事業に大別できる。信用事業は貸付と貯金、購買事業で取扱う物品は肥料・石灰・飼料・種苗・農蚕具・紙類で、販売物品の主なものは生繭・生糸・穀物・木炭・紫雲英等であった。

五 村の諸団体

愛国婦人会 愛国婦人会については前に若干ふれたが、ここではもうすこし以前の佛教婦人会から明治・大正・昭和初期の様子をつぎに記することにする。

佛教婦人会は天明の大飢饉の時、本山の法燈を消すな、供へる佛飯をたやすなの信仰から始まつた佛飯講にならい佛をまつり物故者の追悼法要する為に各家より淨財を募り、在家を借りてつとめ、村の婦人はもとより大勢の村人がお参りをして法話を聞き日常生活の心の糧とした。これを相続して佛教婦人会は現在も年々つとめ続けている。

愛国婦人会は明治二〇年博愛社が日本赤十字社と改称され、赤十字精神に賛同して加入者が多くなつた。それに追随して出来たのが愛国婦人会である。愛国婦人会は赤十字社事業に協賛し献金して來たようである。鷺山村の創立は文献もなく不明であるが、名譽職であり、有力者が加入されたようでは数は少ない。大正末期から川島ゆき、その後森崎とみの尽力により集落に役員も出来て、愛国婦人会が出来たようである。そして役員の方が年々に入会募集に廻られたが、家庭の主婦ともなると家庭を守るため主旨に賛同しても加入に踏み切れないようであつた。赤色の中に白字で愛国婦人会と染めた櫻をかけて結束して居たが、戦時になり影がうすくなつた。婦人会は昭和五年文部省より婦人教育・母親教

育について家庭教育振興に関する訓令が出された。又岐阜県に於ては婦人会振興のため婦人会施設要項が発表された。目的は聖訓に基き智徳を磨き人格を高め教養ある良妻賢母たるの実を挙げるにあつた。婦人会設置の奨励によつて各郡市町村婦人会の組織化が進み昭和六年一月岐阜県連合婦人会が結成された。岐阜市連合婦人会は県より少しおくれ昭和七年三月結成された。昭和一〇年鷺山村は岐阜市に合併し、岐阜市連合婦人会に編入し、森崎とみが婦人会発展の為に率先して尽くされた。

青年団 青年団については明治期でその活動状況を述べたが、そこに触れなかつたことや、大正・昭和期（戦中まで）の様子はつぎのようである。

明治末期には鷺山村青年会として部落を統合して結成されたものと推定され、大正二年に稻葉郡鷺山村青年会長は岩佐有次であつた。又長老北川甚作（九四才）は、「川島俊治郎が会長の時表彰を受けた」と語られた。大正四年・大正七年・大正九年と、三回にわたり内務省と文部省より青年団体を青年修養機関としてその健全な発展を図る為の指導方針が指示され、それと同時に県で

表彰状

鷺山村青年会貲

北川甚一

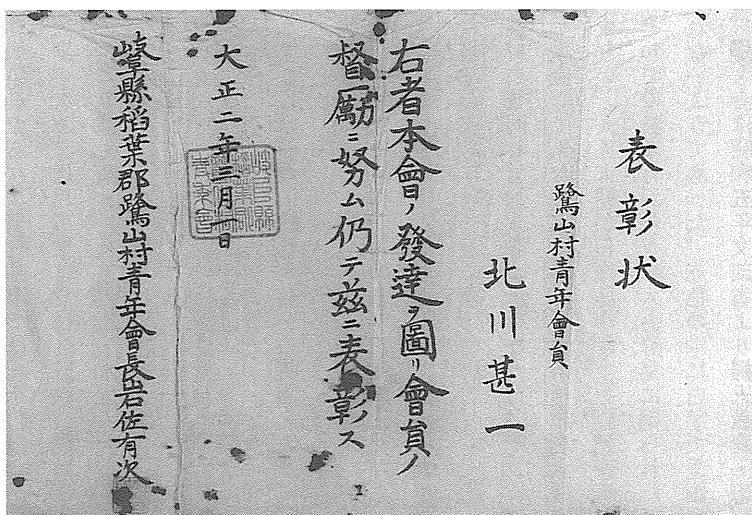
右者本會ノ發達圖々會員

督勵ニ努ム仍テ茲ニ表彰ス

大正二年三月

岐阜縣稻葉郡鷺山村青年會長岩佐有次

青年会員表彰状（北川万平氏提供）



は岐阜県青年団体施設要項並びに規約準則を制定して、郡市町村の青年団体に通達され、青年会の発展が一段と加わった。大正一一年第一回稲葉郡青年幹部講習会が挙行され献身報國の熱烈たる講習会であった。鷺山村からの代表は不明であるが、講習を受けた幹部は各村へ帰り、中核となり推進力となつて団体の発展に尽くした。

森田禮一・梅田真一等が青年会の為に尽力された由、大正一五年から昭和二年まで栗本賢市が会長で、当時の話を聞くに、村の青年の間で擊劍（剣道）が盛んでその指導に尽力したという。昭和三年には山田栄が会長で鷺山村の青年会員は七七名を数へ雄弁大会で大いに頑張った。当時の村長は神野令であった。昭和五年には北川千里が会長で第九回稲葉部青年幹部講習会に森瀬善郎と鷺山村代表で受講されたが、実に厳しい講習であった。又当時は角力や陸上競技の運動が盛んで郡大会がよく行われた。又修養の方面では「報徳会」が盛んに行われ青年会員は熱心に講演を聞いた。要旨は生活の改善、道徳の教化、慈善奉仕の実践活動による人心の向上等、講師が力説して多勢が集まり實に盛況であった。昭和六年第一〇回幹部講習会に川島勇・服部善一が出席した。出席の会員は感泣したと記されている。同年岐阜県聯合青年団では努力賞、表彰規定、陸上競技規定、青年団修養要項等が出そろい活動の基礎が出来た。そして青年会は青年団と称する様になつた。青年団綱領は

- 一、我等は純真なり青年の友情と愛郷の精神によりて団結す。
- 二、我等は若し。心身を修練し勤労を楽しみ自主創造の人た
　　るを期す。
- 三、我等は希望に燃ゆ。清新の意氣を以て愛と正義の為に奮
　　斗す。
- 四、我等は國家を愛す。忠孝の本義を体し獻身奉公国運の進
　　展に尽くす。
- 五、我等の心は広し。人道の大義に則り世界の平和と人類の
　　共榮に努む

と理想は大きく力強い。其の後、北川正男・向井権一等がリーダーで活躍した。昭和一〇年鷺山村は岐阜市に合併した。

青年団も岐阜市青年団に編入した。岐阜市青年団長は市長松尾国松で、各小学校長が分団長で校下の団長であった（岐阜市史）。昭和一二年日華事変が勃発して青年団員の内にも応召者があり、兵隊検査を受けて入隊して行く者も多く、青年団員も軍隊入隊準備期間ともいうべき青年学校の軍事教練が厳しくなった。梅田猛・片桐軍一・森田正一・棚橋訓一郎・栗本一郎・白木正雄・梅田登・森崎文一・森崎芳夫等が幹部として尽力した。青年団活動も出征兵士の勧送に忙しく、出征者の庭に万国旗などはり、神社においては神酒の世話などして出征軍人を励ました。又勤労奉仕、武運長久祈願、夜警等、軍国調となつて來た。昭和一六年大東亜戦に突入し男女青年団と少年団合体となり大日本青少年団となつた。団長は国民学校々長であった。男子は巻脚絆^{まきあわせ}、女子はモンペ姿で防空演習、注水訓練、乗馬訓練、グライダー訓練等、種々訓練が次々と行われた。徵用令者の見送り、無言の英靈の出迎へ、食糧の増産に全力を傾注し、米・麦・芋・干草・桑の木の皮等の供出も割当てで納入しなければならなかつた。竹槍、火たき、防火用水・砂の設置、防空壕作り、物質の配給キップ制の統制、灯火管制の暗い夜の連続、決戦体制の中、青年団員の数は少くなつたが指命は重大であつた。

六 耕地整理

耕地整理事業の発足と展開 明治三二年に制定された耕地整理法は、同四二（一九〇九）年に大改正を行い、部分的な改正も數回行なわれたが、農地改革と共に昭和二四（一九四九）年土地改良法に変わまるまで五〇ヶ年土地改良の基本法となつていた。明治四二年の大改正までを旧法といい、これまでが耕地整理の草創の時代であった。明治二七一二八（一八九四—一八九五）年には農事改良を図るために郡市町村に任意団体として農会が組織され、同三二（一八九九）年に農会法を制定、これに基いて県農会・郡農会、市町村農会が誕生した。この県農会がまず耕地整理事業の設計・施

行監督指導に当つたのである。

この耕地整理法第一条「耕地整理ト称スルハ耕地ノ利用ヲ増進スル目的ヲモツテ其ノ所有者共同シテ土地ノ交換若シクハ分合、区画形状ノ変更、及道路・畔若シクハ、コウキヨノ変更(廢置ヲ行フ)謂フ」とある。「耕地ノ利用ヲ増進スル」の意味は耕地の生産性を向上することにあるが、具体的には労働生産性の向上にあつた。これは「所有者共同シテ」とあるように耕作者である小作人には全く発言権がなかつた。単に共同して法人が施行するのであるから組合がおこなうではなかつた。大地主は自分の所有地だけでも行うことが出来たのである。

耕地整理事業 耕地整理事業は、耕地の区画整理を中心とした事業で多少内容を異にする点もあるが、現行制度における圃場整備事業にあたり、明治三二(一八九九)年に耕地整理法が制定されてから徐々に実施地区が増加してなされたようになつた。
(岐阜県耕地整理史参考)

下土居耕地整理組合 明治一四年一二月一〇日現在の下土居村々略話資料に依ると、全村の概況は左の通りであつた。

共有財産	
山	林
四町四反	田
八反九畝〇九歩	三八町八反七畝二八步
一反四畝一五歩	七町五反七畝一五步
民有地	宅地
	二町五反三畝二三歩
	その他
	一町三反四畝二五歩

耕地整理を施行して、土地の利用価値を向上、生産を高めるよう、当時の村長岩佐有次を初め、村農会・郡農会等より再三施行についての説明会を安養寺において開催、他村の先進地等も視察を重ね、賛否の意見もあつたが、県農会等の助言もあり、左記の通り総面積の一部であるが、事業が施行された。

- 一、代表者 岩佐 浩
 一、施行面積 三九・七畝
 一、組合員数 一五二名

鷺山耕地整理組合 明治二十四年一二月二〇日現在の鷺山村々略誌資料に依ると全村の概況は左の通りであった。

共有財産 なし

民有地

田

二一町八反八畝一九歩

畠

四九町八反二畝一五歩
五町八反三畝二五歩

宅地

一三町一反一畝一七歩

その他

下土居耕地整理組合の施行関連の隣接土地の所有者達が隣村の施行状況、道路・河川等の接続関係もあって、土地基盤や改良の必要性を研究され、鷺山村においても耕地整理組合の発足の声が高まり、法光寺において十数回の説明会、

会合を重ねられ、左記の通り事業が施行された。

耕地整理事業施地区一覧表

地区名	所在	組合員数	地区面積	工事費	工事種目	設立年月日	年工事着手	年工事完了	認可年月日	換地処分	解散年月日	代表者名
常磐村大字上土居	岐阜市	三	合、六、八、四	一、五、七	区画整理 排水桶門理	明、宣、大、三、元、二、一、零	大元、二、七、七	大二、三、七	大一、四、一	大三、四、一	大四、六、三	神山宗衛
加納町船田		二	合、五、三	一、六、九		大、三、三、三	大二、三、三	大三、六、〇	大三、六、〇	大三、六、〇	大四、七、〇	宮田吉三郎
常磐村城田寺第二		二	合、七、四	一、七、七		大、二、四、一	大二、三、三	昭、二、三、五	昭、二、三、九	昭、二、八、二	大三、八、〇	市橋泰之丞
鷺山村鷺山		二	合、七、七	一、七、七		大、元、一、〇、三	大二、三、三	大二、五、三	大二、六、三	大三、八、〇	北川清次郎	
鷺山村下土居		二	合、七、七	一、七、七		大、元、一、〇、三	大二、三、三	大二、五、三	大二、六、三	大三、八、〇	岩佐 浩	

「岐阜県耕地整理一〇〇年史資料に依る」

一、代表者 北川清次郎

一、施行面積 一七・四糮

一、組合員数 九九名

なお、耕地整理事業の普及が急速に高まって、岐阜市管内では他町村でも施行され土地改良制度の進歩をみたのである。

七、消 防 団

私設消防 鷺山村消防組は大正六年公設消防組設立当時までは、地域的な関係で二つに分かれ、一つは則武消防組、一つは長良消防組と一緒になっていた。便宜上則武消防組方を第一、長良消防組方を第二とした。字正木は則武村との境を接し、総べて則武村と協同することが多かった。消防組も天保二年則武消防組の創立に伴って、正木村も則武村に参加して「のノ字組」といった。しかし、その後震災・水害等のため記録もなく、詳かではないが、明治一七年私設消防設立当時の記録が残っている。これによると明治一七年三月方県郡則武村・正木村の両村委会議員が連署して、岐阜県令宛に消防組設立願いを提出して、同年同月に認可されて「のノ字組消防」といった。その後二七年勅令により則武消防組と改め、正木区はこれと分かれて、大正六年鷺山消防組設立までは消防組の組織がなかった。「のノ字組」の設立願は次の通りである。

消防組設立願
方 縣 郡 正 則 武 村

右兩村ハ村落ト雖モ茅屋稠密ニシテ火災ノ懼アリ、特ニ地低ニシテ水害モ多ク兩村合テ堤塘五千間ニ垂トス、水火防ノタ

メ水防組員ヲ以テ消防組設立仕度、人民ノ損害タル火災ヨリ太タシキハナシ、消防其機ヲ誤ルトキハ蔓延シ遂ニ貴重ノ人命ヲ毀損シ現射及ビ簿記類ニ至ル迄蕩燼シ終ニ資ケナルニ至ル故、今般兩村協議ノ上「の組」ト稱スル消防組ヲ設置致度候條、何卒御允可被成下度、依テ規則書相添兩村會議員連署ヲ以テ此段奉懇願候也

明治一七年三月十日

正木村々會議員
山田網三郎
川口林四郎
白木新七

岐阜縣令								
小崎利準殿	正木村戸長代理用係	則武村	則武村會議員	議長	副議長	同	同	同
	以下十三名					山	川島仁三郎	山田亀藏
						北山	川藤平	高橋寅治郎
						栗本	重平	梅田濱治郎
						田中	與造	高橋圓四郎
						山	仁三郎	山田亀藏

公設消防の組織 明治維新後解散せる消防組はその後組織を見ず、大正六年九月公設消防組を組織した。その間明治四年一月鷺山区に、大正三年六月・大正六年一月の二度正木区に、大火あり、その損害も多額に上り、消防設備の必要を痛感し、大正三年八月鷺山区、大正三年一〇月正木区に於ては、区費を以て手押ポンプを購入し、青年消防隊を組織した。しかし、いつまでも青年消防隊で満足もできなくなつて、ここに大正六年公設消防組織の話が出て、一八才以上四五才以下の者で消防組を編成し、設立認可を申請した。同年九月一九日岐阜県告示第二四七号をもつて設立認可せられ、昭和一〇年岐阜市と合併するまで継続せられた。組織発起人は左の通りである。

村長	川島俊治郎	駐在巡查	太田	巡查
村會議員	森田丈太郎	高瀬太郎吉	山田常次郎	
桑原新六	佐藤与吉	森井駒次郎		
青年団長	岩佐尚一		山田慶左	森崎林松
			岩佐兼吉	北川清次郎
				岩佐有次